

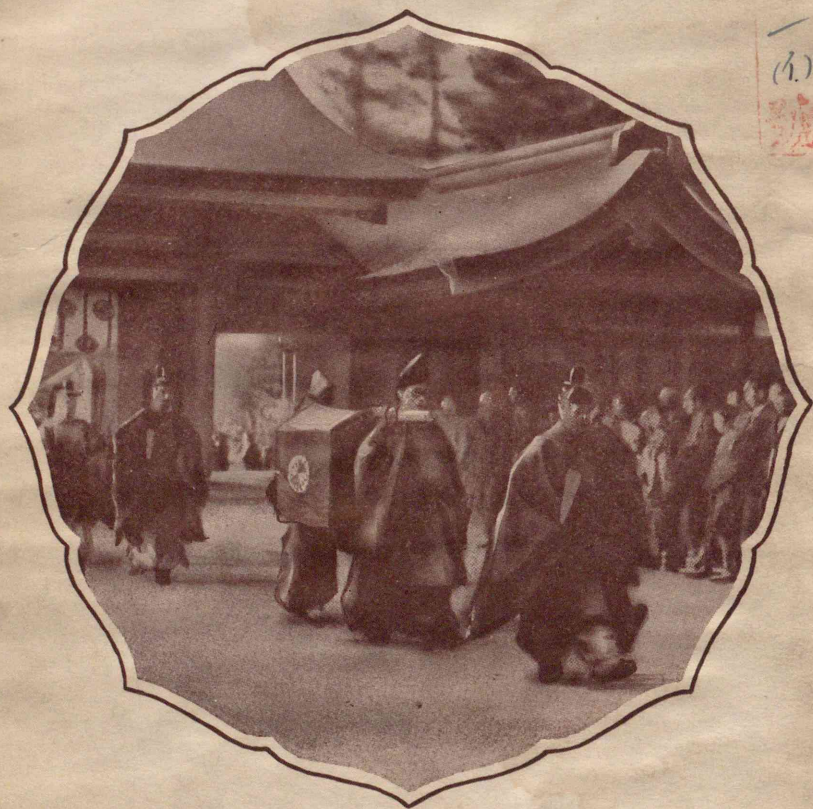
中央図1F集密
H(戦前雑誌)

郷土室保存

武相教育

行幸の趾 第十一輯

紀念年百六千二元紀

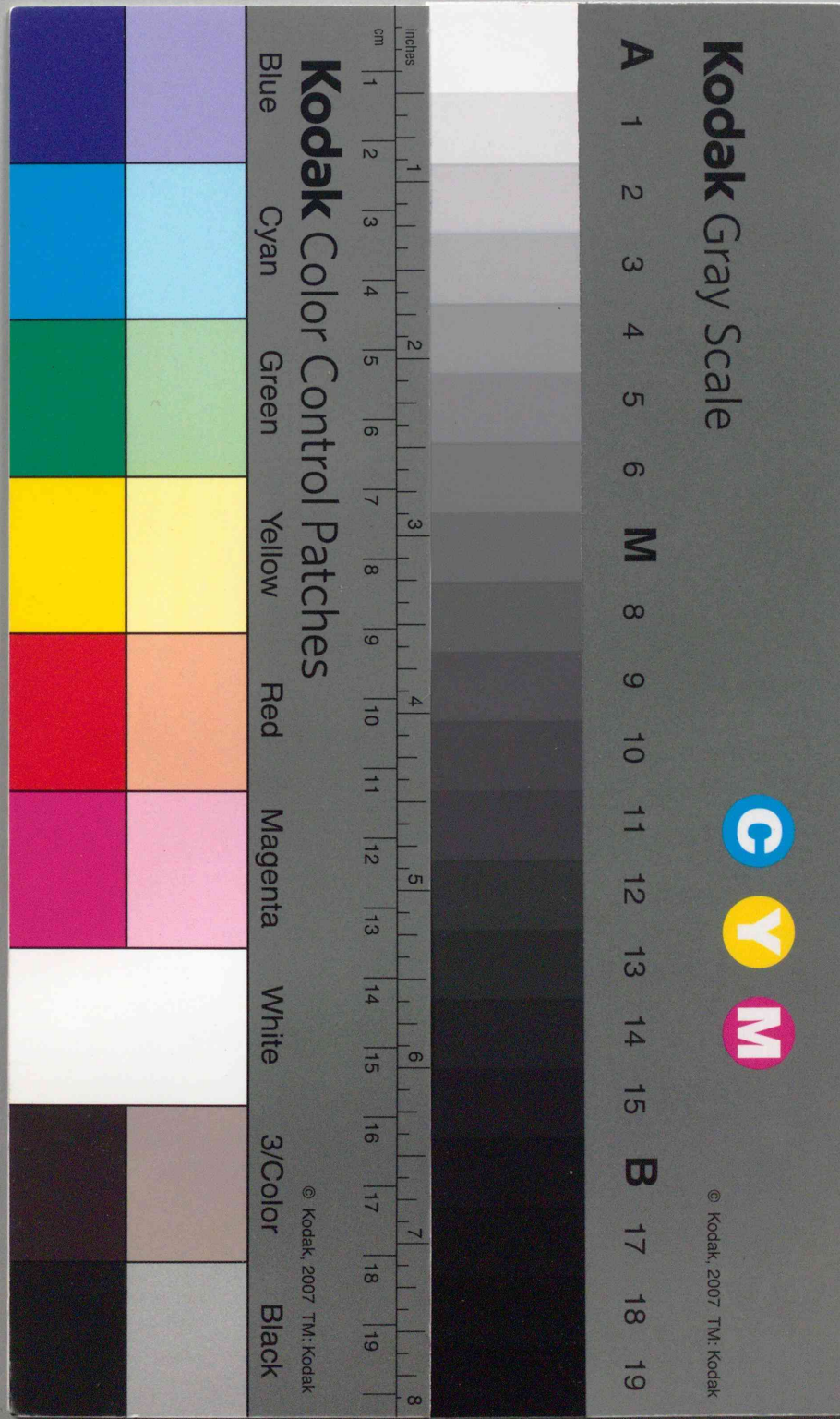


原標宮神元紀年百六千二元紀
(勅使參進)

神奈川縣教育會發行

昭和八年七月二十七日第三種郵便物認可
二十五日發行(毎月廿五日發行) 第一一九號

四二一(九)號



092
3

目次

口繪

横濱行幸と聖蹟……………

横濱行幸年表
聖蹟

- 東海鎮守府 趾
- 伊勢山離宮 趾
- 燈臺局 趾
- 神奈川縣廳 趾
- 横濱驛 趾
- 横濱波止場 趾
- 瓦斯器械所 趾
- 横濱稅關監視部 趾
- 日本競馬會競馬場

- 一、横濱行幸 明治五年九月十二日…………… (第三輯參照)
- 二、横濱行幸 明治五年十月二十五日…………… 一一一

三、横濱 行幸 明治七年三月十八日……………二二三

行幸行啓御日程

行幸に關する諸記録

燈臺寮行幸啓の當時を偲びて

行幸啓御模様

高皇太后實 明治天皇御肖像畫拜觀の記

小湊誕生寺に明治天皇御尊影を拜して

四、横濱 行幸 明治十一年七月十日……………四七七

行幸御日程

供奉員

御巡覽御次第

行幸御模様

横濱行幸論説

五、横濱 行幸 明治十四年一月七日……………五九九

行幸御日程

供奉員

行幸御模様

伊國軍艦内の御模様

六、横濱 行幸 明治十四年五月十日……………(第七輯参照)

七、横濱 行幸 明治十四年十月三十一日……………六七

行幸御日程

供奉員

行幸御模様

八、横濱 行幸 明治十五年五月八日……………(第七輯参照)

九、横濱 行幸 明治十五年十月卅一日……………(第七輯参照)

一〇、横濱 行幸 明治十六年十一月六日……………(第七輯参照)

一一、横濱 行幸 明治十六年十二月二十四日……………七三

告示

行幸御日程

行幸御模様

一二、横濱 行幸 明治十七年十一月十二日……………(第七輯参照)

一三、横濱 行幸 明治十八年十一月二十九日……………(第七輯参照)

一四、横濱 行幸 明治十九年十月二十七日……………(第七輯参照)

明治天皇御肖像

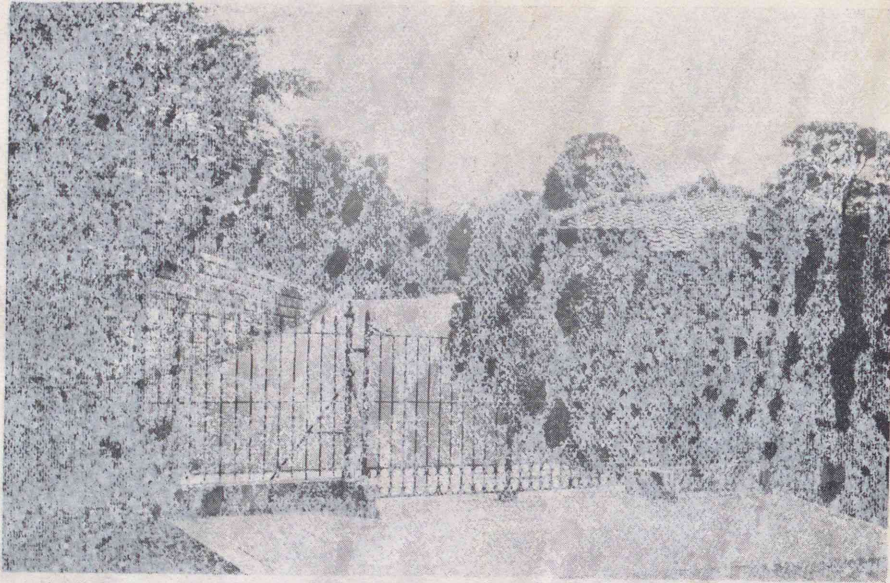


高島和藏氏
(記事参照)

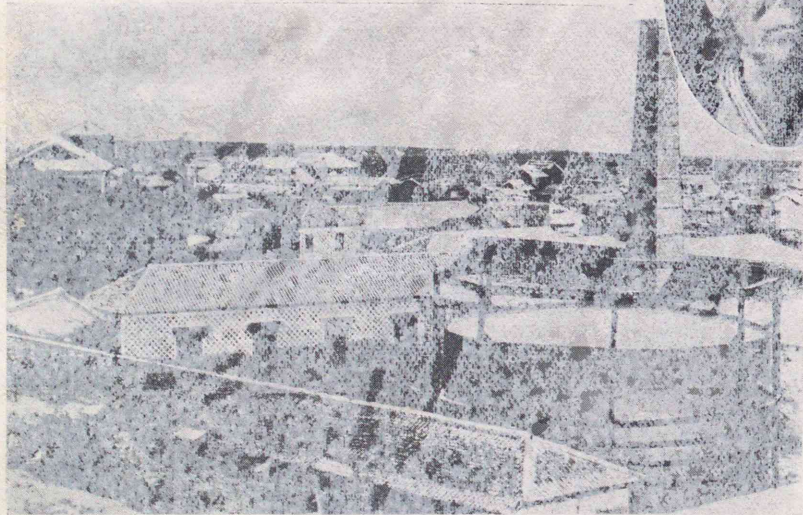
- 一五、横濱行幸 明治二十年十月二十六日 (第七輯参照)
- 一六、横濱行幸 明治二十一年十月三十日 (第七輯参照)
- 一七、横濱行幸 明治二十四年四月廿九日 (第七輯参照)
- 一八、横濱行幸 明治二十六年十一月七日 (第七輯参照)
- 一九、横濱行幸 明治二十九年十月二十九日 (第七輯参照)
- 二〇、横濱行幸 明治三十二年五月九日 (第七輯参照)
- 二一、横濱行幸 明治三十八年十月二十三日 (次 號)

聖蹟調査餘録西村家訪問記

(組 参 事 記) 陸 官 離 濱 横



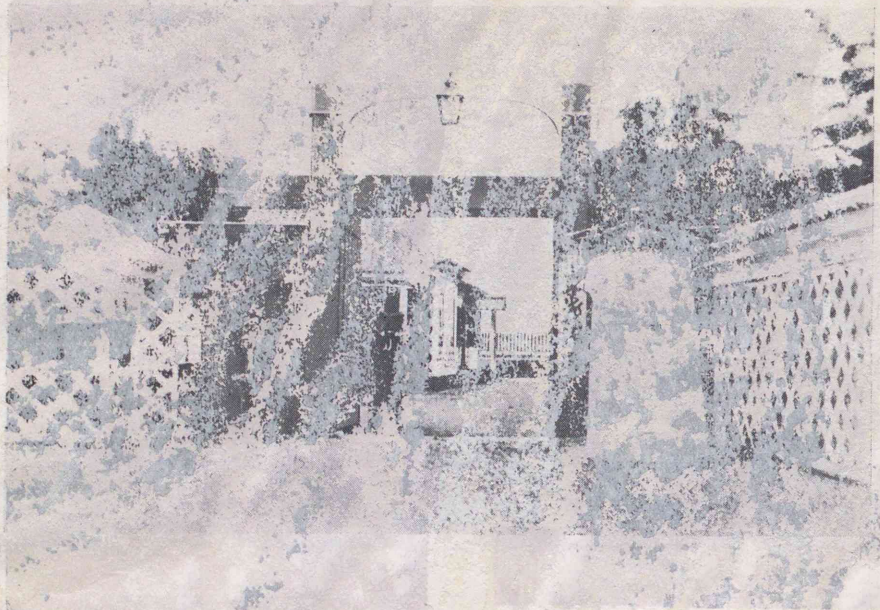
所 械 器 斯 瓦 し せ 浴 に 榮 の 幸 臨 御 日 九 十 月 三 年 七 治 明



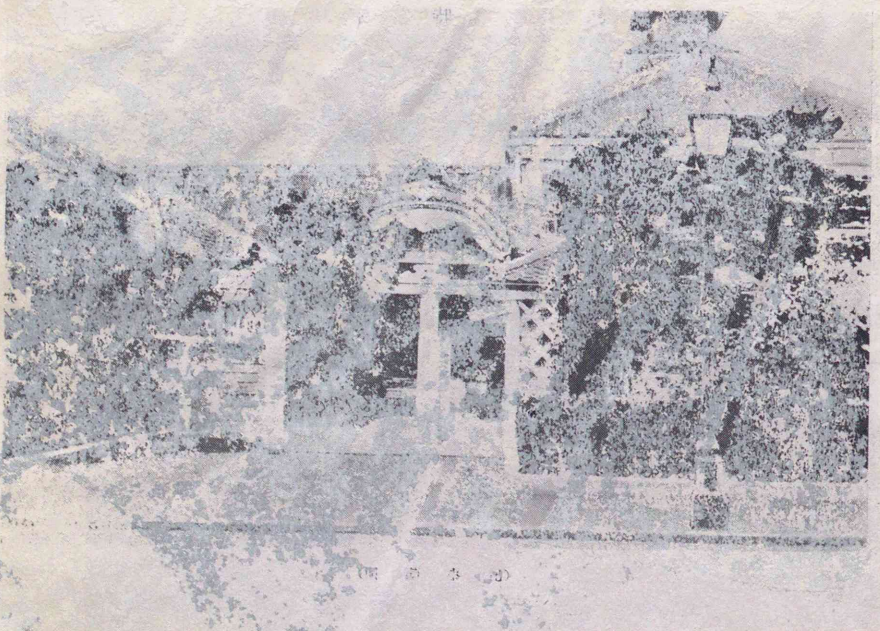
叙 感 の 御 説 を 拜 せ し 光 榮 の 高 高 翁

(組 参 事 記)

(國勢非記) 府守銀海厚の榮光・回二十二休小御

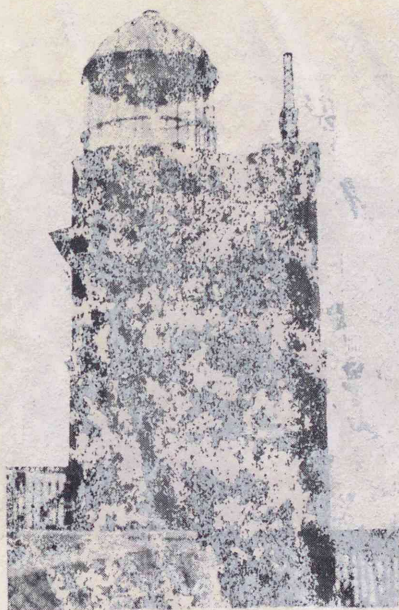


廳醫用祭神しとくに榮の休小御日二十月七年五治明

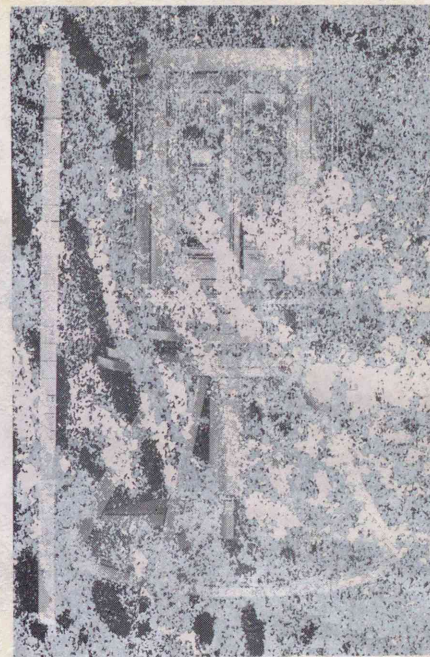


立組の臺燈台はぼるあり場見く街・京橋駅は景遠

板機博士燈験試るたしう辱を覽取



(*) 臺、燈子燈

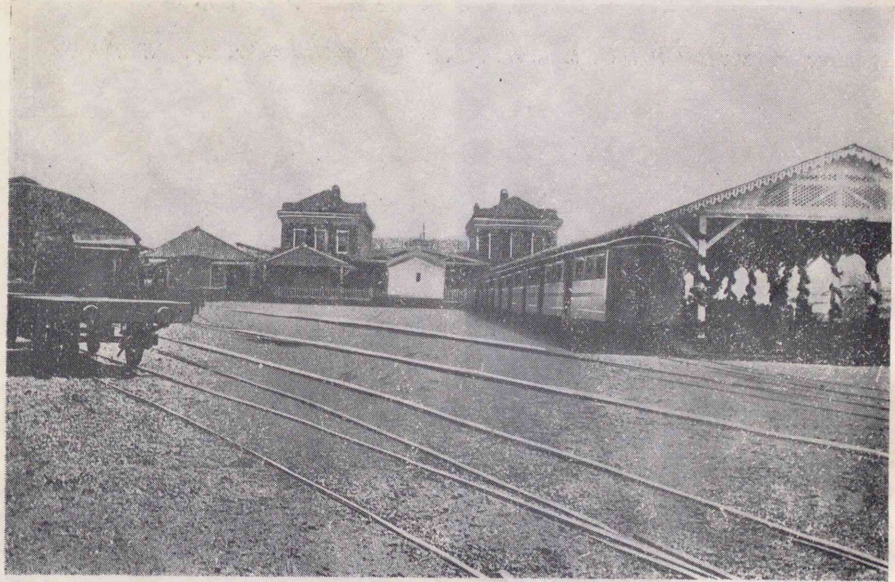


富、門、後、法、堂

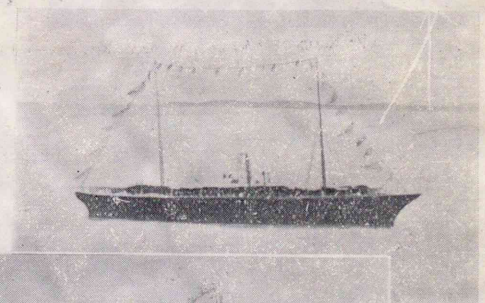
穿、臺、燈、の、行、當、と、臨、御



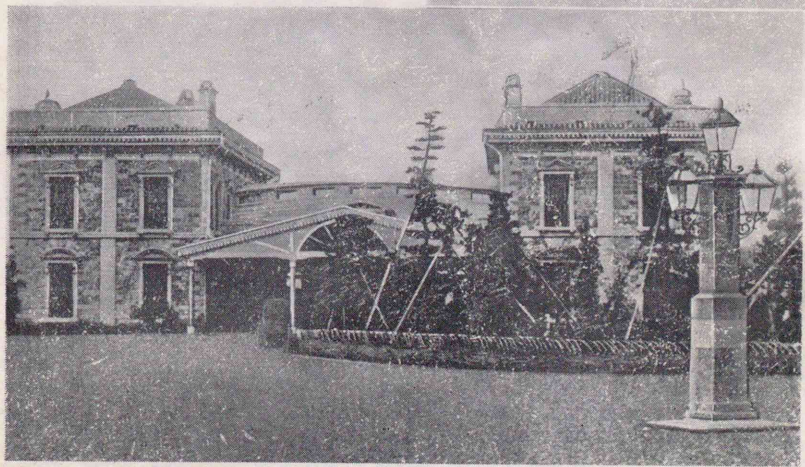
立組の臺燈台はぼるあり場見く街・京橋駅は景遠



(行幸の驛第三番驛)



明治九年七月奥羽御巡幸より還幸の御途次、同月十六日、青森港にて御乗船同月二十日横濱港御入港まで御乗船の光榮に浴したる燈臺視察船明治丸



(御乗車御回一十三車降回八十二回・光榮の横濱驛)

武相
教育

行幸の趾 第十一輯

神奈川県教育會

明治天皇聖蹟調査部 謹輯

横濱行幸と御聖蹟

横濱行幸と其聖蹟を記述せんとするに當り、まづ我が横濱市ほど 皇室の御殊遇を辱うした事の多い地方は恐らくは他に求められぬ所であらうと思はれるので、ここに其大要を謹記し一層その感激を新たにしたいと思ふのである。蓋しこの光榮に浴するを得たるは横濱市が帝都に近接して居るからといふばかりでなく、皇國の隆運と興に近代的都市として且又貿易港として其發展極りなき地位を占めて居るからであると思はれるのである。

抑々明治の中頃までは市内に離宮さへ設けられ、尙且つ東海鎮守府が、横須賀に移つた後も依然其建物は、横濱御用邸として存続せられ、明治天皇 横濱行幸の御砌は屢々此處に 御小休あらせられた、又地方御巡幸等にて海路に寄らせらるる御場合は主として横濱港より御發航、還幸の御砌も大概横濱港より御上陸あらせられたのである。

回顧すれば 明治天皇維新の大業を成就し給ひて明治元年御東幸、次で 皇居を東京に遷させ給ひし後、車駕を東西に進めさせ給ひて親しく民情を御視察あらせられた、明治五年七月十二日、近畿・中國・九州地方の御巡幸より還幸の御砌には横濱港より御上陸遊ばされたのであるが、御東幸後始めてこの地に御車の跡を印し給ひし御事として、市民歡喜して龍車を迎へ奉つたのである、其後も屢々 行幸を拜したが、中にも明治五年九月十二日東京・横濱間鐵道開業式の際の 行幸は我が國、交通史上に燦として輝き、明治三十二年五月九日の 行幸は改正條約實施に際會せしこととして、内外國民の等しく感激し奉つた所である。又明治三十八年十月二十三日聯合艦隊凱旋觀艦式臨御の爲めの行幸は實に我が國史上最も光輝ある大儀であつた。尙又根岸競馬場への 行幸は前後十三回に及ばせらるゝが、この行幸が明治時代に於けるわが外交史上に見逃すことの出来ない大なる力となつて顯はれて居ることは既に「行幸之趾第七輯、競馬天覽と横濱居留地御通輦」の條に於て詳述したところである。

次で 大正天皇には大正四年十二月四日御大禮特別觀艦式を横濱港にて行はせられ親しく 行幸あらせられたが、斯の如きは歴世中初めて行はせられた盛儀である。尙 今上陛下には昭和三年十二月四日、御大禮特別觀艦式臨御の爲め 行幸あらせ給ひ、昭和二年四月二十一日には特に横濱市長を召させられ、御前に於て横濱市の状況を御進講仰付けられた。越えて昭和四年四月二十三日には畏くも復興完成の横濱市を 御巡覽の爲め 行幸あらせられた、市民はこの無上の光榮に只々感泣感喜して 鳳輦を迎へ奉り御英

姿を咫尺に拜し奉つたが其日の深き感激は市民の終生忘れ得ざる感激である。

今記録を辿りて開港以來横濱に印し給ひし御車跡の數々を數ふるに、明治天皇の 行幸と仰ぎ奉りし事二十一回、大正天皇には六回、今上陛下には三回行幸あらせ給ふたのである、又今上陛下東宮にましまして御時大正十年三月三日歐洲御巡遊の御砌横濱港を御解纜あらせ給ひ、尙大正十年十月、東京・神奈川兩府縣下に於ける陸軍特別大演習には、大正天皇の御名代として御統監の爲親しく行啓遊ばされ大本營を神奈川縣廳に置かせられ、御宿泊あらせられた、大正十四年五月二十四日港灣御視察の爲行啓あらせられしが此の日偶々秩父宮殿下には歐洲へ御渡航の御事にて横濱港より御乗船あらせられたのである。

昭和二年六月二日大横濱建設記念式を開港記念會館に擧げし時には畏くも 秩父宮殿下の復興御視察を仰ぎ奉り有吉市長御陪乘、主なる復興の場所を台覽あらせられたる後、記念會館に御立寄を賜つたが市民歡喜して御道筋に奉迎し復興事業も一大躍進を見る事になつた。

昭和十二年三月十八日には英國皇帝の戴冠式御參列の爲、御名代として 秩父宮殿下には同妃殿下御同伴にて御渡英、横濱港より御乗船あらせられた、其外明治八年四月四日には 昭憲皇太后の金澤行啓の御事あり、明治十一年四月七日には、英照皇太后の金澤行啓、次で明治十七年三月二十四日には、昭憲・英照兩皇太后杉田に行啓あらせられ、同十九年三月二十二日には 英照皇太后杉田に行啓あらせられし等、横濱市は寔に限りなき光榮に浴して居る、其他御通輦及 皇族方の台臨等も少なからず眞に横濱の榮譽は

極りないのである。

以下記する所は 明治天皇横濱行幸並地方御巡幸等の際、横濱港御着發と關係ある聖蹟及其當時の御模様を記述せるものである、従つて戸塚區・程土ヶ谷區・神奈川區の如き東海道筋の聖蹟については追て記載する事とする。

一、横濱行幸年表

明治五年九月十二日	東京・横濱間鐵道開業式臨御	行	幸
明治五年十月廿五日	露國皇子御同伴海軍艦隊操練天覽	行	幸
明治七年三月十八日	燈臺寮・瓦斯器械所天覽	行	幸
	皇后宮御同列、横濱離宮御泊		
明治七年三月十九日		還	幸啓
明治十一年七月十日	軍艦扶桑・比叡・金剛御巡覽	行	幸
明治十四年一月七日	伊國皇族御訪問	行	幸
明治十四年五月十日	競馬天覽	行	幸
明治十四年十月卅一日	英國皇孫御訪問	行	幸
明治十五年五月八日	競馬天覽	行	幸
明治十五年十月卅一日	競馬天覽	行	幸

明治十六年十一月六日	競馬天覽	行	幸
明治十六年十二月廿四日	軍艦筑紫天覽	行	幸
明治十七年十一月十二日	競馬天覽	行	幸
明治十八年十月廿九日	競馬天覽	行	幸
明治十九年十月廿七日	競馬天覽	行	幸
明治二十年十月廿六日	競馬天覽	行	幸
明治廿一年十月卅日	競馬天覽	行	幸
明治廿四年四月廿九日	競馬天覽	行	幸
明治廿六年十一月七日	競馬天覽	行	幸
明治廿九年十月廿九日	競馬天覽	行	幸
明治卅一年五月九日	競馬天覽	行	幸
明治卅八年十月廿三日	聯合艦隊凱旋觀艦式臨御	行	幸

二、聖蹟

前にも述べた通り此の項に於ては特に横濱行幸としての關係深き聖蹟につき記述せんとするものなるが

故に同じ市内にある聖蹟としても、中區に屬する地區にあるもののみで、即ち次の九箇所である。

東海鎮守府 趾	(横濱御用邸)	御晝休五回
横濱離宮 趾	(大藏省出張所)	御小休十七回
燈臺寮 趾		御泊轎一回
瓦斯器械所 趾		行幸
神奈川縣廳 趾		行幸
横濱驛 趾		御小休一回
横濱税關監視部 趾		御乘車三十一回
横濱波止場 趾		御降車二十八回
日本競馬會競馬場		御小休一回
		御上陸十五回
		御乗船十二回
		行幸十三回

東海鎮守府 趾

明治九年八月三十一日、政府は海軍鎮守府の官制を發布し、翌九月六日横濱に東海鎮守府を置いた。其位置は開港後洲干辨天の社地續きを埋立て、和蘭・普魯西・丁抹・佛蘭西・伊太利等の各領事館を置いたことのある其跡地の一部で、現今の北仲通六丁目帝國蠶絲會社倉庫と帝蠶ビルヂングの所在地點である。

東海鎮守府とは官制上懸て置かるべき西海鎮守府に對するものであつた

明治十七年十二月二十二日これを横須賀へ移して横須賀鎮守府と改稱され、其跡は宮内省御用邸となり
明治天皇には明治十年一月二十四日、大和國並京都行幸の御途次御小休あらせられしを始めとして、明治二十六年十一月七日根岸行幸の御御小休あらせられしに至るまで實に二十二回の多きに渡り鳳輦を駐めまゐらせたる寔に由緒深き行幸の趾であるのである。

聖蹟

明治十年一月二十四日	大和・京都行幸の御途次	御小休
明治十年七月三十日	同 還 幸	御小休
明治十一年七月十日	扶桑・比叡・金剛天覽	御小休
明治十三年七月二十三日	山梨・三重・京都より還幸の御砌	御小休
明治十四年一月七日	伊國皇族御訪問	御小休
明治十四年十月卅一日	英國皇孫御訪問	御小休
明治十五年五月八日	競馬 天 覽	御小休
明治十五年十月卅一日	競馬 天 覽	御小休
明治十六年十一月六日	競馬 天 覽	御小休
明治十六年十二月廿四日	軍艦筑紫天覽	御小休
明治十七年十一月十二日	競馬 天 覽	御晝

れが燈臺局の濫觴となつたものである。初めて慶應二年五月、幕府は各國との條約に基いて八箇所の洋式燈明臺と二箇の燈船の建設を企てた時、外國奉行及び神奈川奉行を燈明臺掛とし、建築工師を英國から僱聘して工事に着手する迄の準備を整へたが、時恰も王政維新となつたので、其事務を其儘明治元年四月二十日横濱裁判所へ引繼いだ。仍つて同年六月技師長として英國人工師フランドン、建築家としてマクリッチ、機械家としてヒックルストン、船長としてピートルス、機關士としてタグラス、燈明番教師としてチャルソン、燈明番としてローチ其の他を招聘して各所の燈明臺建設に取掛り、十月木工場に於て本牧燈臺船戒礁丸の建造に着手した。翌二年十一月にはこれが竣切を告げて本牧沖に碇置され、其月十九日を以て點燈した。之に先立つて同年正月元日、觀音岬燈明臺も成り其の日から點燈された。尙西波止場には燈竿が建設され、之も正月十四日には點燈された、同年正月元辨天へ備外國人の事務所と居館を建築し、七月から該事務所内を區別して燈明臺の燈明臺掛の事務所を置き燈明臺役所又は燈明臺局と稱した。之が局を置いた最初であつた。爾來全國の燈明臺事務をこゝで管理し、之と共に又燈明用の鐵器、木具等の製作も行ひ、四年八月に至つて燈臺寮と改稱され、六年九月寮内に試験場が設けられて、帝國沿岸に設置する燈臺に裝置する燈器具其他點燈材料の一切を試験し兼て燈明番の養成をもした。

此最初に建築された試験燈臺は木造の頗る簡單なる構造であつたが、其の後煉瓦造に改築されて、七年三月十八日に落成し、新回轉燈器を裝置して點火試験を行つた。此日

明治天皇 皇后宮親しく行幸啓あらせ給ひて、天覽の上、同夜は伊勢山離宮に御駐蹕遊ばされ、更に神奈川臺にて燈光の旋轉しつゝ遠く海波を照し、大船巨舶の光底に隱現する光景を觀觀あらせられた。市民も又、晝を欺く照明の壯觀を眺めて讚嘆の聲を惜まなかつた。十年一月燈臺局と改稱し三十三年試験燈臺を改築した。偶々大正十二年九月一日の大地震に灰燼の厄に罹り試験燈臺は稍々傾斜はしたが幸にも残存した。同十四年九月十二日再び燈臺局と改め今日に至つたものである。震災に倒壊を免かれた試験燈臺は大岡川護岸工事のため、遂に昭和五年三月一日營繕管財局の手に依つて此由緒深きものも取拂れてしまつたのである。(横濱史稿に據る)

神奈川縣廳

横濱開港の初め幕府は神奈川奉行支配の下に、戸部に戸部役所を、横濱には現今の神奈川縣廳の地へ運上所を置き戸部役所にては内外の司法行政の事務を、運上所にては關稅及外務の事務を取扱はしめた。運上所は慶應二年十月二十日に類焼の厄に罹つた爲め、翌三年三月洋風石造の二階建を建築して横濱役所と改稱し運上所は波止場改所に移した。明治維新の第一年三月十九日横濱裁判所を置き四月二十日には神奈川奉行を改め、六月十七日神奈川府と改め十里四方の地を管轄し、同月横濱裁判所敷地内に新に日本館を

建築して戸部裁判所を移し、横濱・戸部兩裁判所を廢し前者を外政局、後者を内政局とした。九月十二日府を改めて縣とした。四年七月に其の廳舎の建築を落成して開廳の式を擧げ、この年十一月十四日廢藩置縣の令によつて在來の神奈川縣及六浦縣を廢して、新に神奈川縣を置き相模國三浦鎌倉の二郡及武藏國橘樹久良岐都筑の三郡並に多摩郡中を管轄した。五年八月五日新に裁判所を置き聽訟・斷獄の事務は司法省の所管に歸した。依つて神奈川縣裁判所の稱を神奈川縣廳と改め同年八月十九日武藏國多摩郡中郡外三十一箇村を東京府に屬せしめ九年四月十八日足柄縣を併せ相模全國を管轄する事となつた。十五年十二月二十二日祝融の災に罹つたので、即日町會所内へ假廳舎を置き、翌十六年八月六日横濱税關の舊敷地建物を購入して移轉した。後明治四十三年新廳舎の建築工事を起し大正二年六月竣工舊地にルネッサン方式石材煉瓦混用の三階建の新廳舎を建設し十月開廳式を擧げた。其規模宏壯輪奐の美を盡し府縣廳舎としては當時海内無比と稱せられ大正十一年十一月には陸軍大演習に際して大本營を置かれたのであつたが十二年九年一日の大震災に灰燼に歸し、其後岡野町に假廳舎を設けて移つてゐたが其間元の位置に現立の廳舎が建設された、昭和四年四月二十三日天皇陛下親しく横濱市の復興狀況を御視察の爲行幸ありて廳舎の高層上から市中を櫛はせ給ふたのである。(横濱史稿抜萃)

聖蹟

明治五年七月十二日 御小休 近畿中國九州より還幸の御途次

大正十年十一月^{十六日ヨリ}二十日マデ 大本營 攝政宮殿下御宿泊
昭和四年四月二十三日 行幸 横濱市復興狀況御巡覽の爲

横濱驛址

我國に於て始めて鐵道が開通したのは、明治五年五月七日品川・横濱間であつた、當時の横濱ステーションは現在の櫻木町驛である。同年九月十二日新橋・横濱間全通、同日は長くも 明治天皇御親臨あらせられて嚴かに開業式が擧行されたが、その當日の御模様は既に「行幸の趾」第三輯に詳記してある。當時の建物は震災前まであつたのがそれである。

聖蹟

明治五年七月十二日 近畿・中國・九州より還幸 御乗車
明治五年九月十二日 鐵道開業式臨御 御着發
明治五年十月廿五日 露國皇子御同伴御告別 御着發
明治六年十二月十七日 横須賀行幸 皇后宮御同列 御降車

明治三十八年十月廿三日

聯合艦隊凱旋觀艦式臨幸

御御
上乘
陸船

一八

大正元年十一月十一日

海特別大演習觀艦式御親閱

御御
上乘
陸船

大正四年十二月四日

御大禮特別觀艦式御親閱

御御
上乘
陸船

大正五年十月廿五日

恒例觀艦式御親閱

御御
上乘
陸船

大正八年十月廿五日

海軍特別大演習御統裁還幸

御御
上乘
陸船

大正八年十月廿八日

海軍特別大演習觀艦式御親閱

御御
上乘
陸船

大正十年三月三日

皇太子殿下海外御巡遊御途次

御御
上乘
陸船

大正十年九月三日

同 御 歸 朝

御御
發
航

大正十二年十月十日

攝政宮殿下震災狀況御視察の際

御御
發
航

昭和二年十月三十日

海軍特別大演習觀艦式御親閱

御御
上乘
陸船

昭和三年十二月四日

御大禮觀艦式御親閱

御御
上乘
陸船

昭和八年八月二十五日

海軍特別大演習觀艦式御親閱

御御
上乘
陸船

瓦斯器械所 址

横濱市中區花咲町三丁目八六番地にて、今の本町尋常高等小學校の在るところである。瓦斯器械所は、高島嘉右衛門氏の經營に係るもので、明治天皇には明治七年三月十九日皇后宮御同列にて、天覽の爲め行幸あらせられた御址である。

横濱税關監視部 址

中區海岸通横濱税關構内にある、明治三十八年十月二十三日聯合艦隊凱旋觀艦式臨御の爲め、明治天皇行幸の御砌 御小休あらせられた御址である。

日本競馬會競馬場

行幸の址第七輯參照のこと。

明治天皇御製

道のべにわれを迎へて立つ人のぬれもやすらむ雨のふりくる

二、横濱行幸

明治五年十月廿五日

魯國皇子御同伴艦隊操練天覽

明治五年十月二十二日大政官日誌第八十九號には、魯國皇子御同車艦隊操練 天覽之事として次の如く記されて居る。

明二十三日朝第六字十五分 魯國皇子御同車 横濱行幸 於同所海軍艦隊操練 天覽被 仰出候事
としてあるが御豫定の二十二日は雨天であつたが爲、御延期になつたのである、即ち十月二十四日大政官日誌第九十號には次の如く記してある。

海軍操練 天覽御延引の事

昨二十三日 於横濱海軍操練 天覽雨天に付御延引 明二十五日更に同所へ 行幸 天覽被仰出候事
とあるが而し、其當時の御模様につき其の詳細を知ることが得ざるはまことに遺憾とするところである、
尙當日明治天皇行幸年表には横濱鐵道館にて露國皇子と御告別の式を行はせられたるやに記載されて居る

昭憲皇太后御歌

君のますあたりやいづこ白雲のたなひく方に見ゆる山の端

三、横濱行幸

明治七年三月十八日

燈臺寮並瓦斯器械所天覽の爲
皇 后 宮 御 同 列

行幸行啓御日程

三月十八日

午後二時二十分

假皇居御發輦

午後三時

新橋停車場御發車

午後四時

横濱停車場御着車

御乘馬ニテ燈臺寮御巡覽

行在所

大藏省出張所

三月十九日

午前九時三十分

横濱行在所御發

御乘馬ニテ瓦斯器械所御巡覽

午前十一時

横濱停車場御發車

午十二時
午十二時三十分

新橋停車場御着車
假皇居還幸

行幸に関する諸記録

明治七年三月十八日午後二時二十分

聖上 皇后 御出門

三時 新橋ステーション汽車乗御

四時 横濱ステーション着御

聖上ハ御乗馬 皇后宮ハ御馬車ニテ燈臺頭佐藤與三 先驅燈臺寮へ 臨御 同奏任官以上並御傭外人一同寮内外ニテ奉迎、

寮内ニ於テ暫時 御休憩

各國公使（外務卿誘引）及本寮奏任官並御傭外國人拜謁、終ツテ寮臺頭外國人首員御先導

諸機械整置ノ場所 天覽アラセラル

皇后宮御同覽

第一 鋸機械ヲ運轉シ諸材ノ切斷ヲナス

第二 壓力機械ヲ使用シ煉瓦石ヲ試験ス

第三 指物機械ヲ運轉シ種々ノ仕事ヲナス

第四 倉庫内點燈使用品整理ノ場所 天覽

第五 試験燈臺中ニ裝置セル各種ノ燈臺器械ニ點火ス

第六 同第二層室内點燈資用物品整理場所 天覽

第七 同第三層内ニ裝置セル燈明機械ノ運轉ヲ初メ且點火ス

右 天覽終ツテ午後六時十分行在所（大藏省出張所）へ還御アラセラル

御先驅並ニ奉送共 臨幸ノ時ノ如シ

（大政官日誌第四號ニ依ル）

別紙ノ通更ニ御達相成候間此段相達候也

七年三月十七日

伊 藤 卿

佐藤燈臺頭殿

明十八日横濱燈臺寮

行幸之節

皇后宮ニモ 行啓 被仰出候條

此旨 相達候事

明治七年三月十七日

大政大臣 三 條 實 美

（燈臺寮古文書ニ據ル）

明治七年三月十二日燈臺寮内に試験燈臺竣工し、會々一等廻轉機械の點火を試験すべきものあり因つて 天覽に供せんことを稟請して聽許を得たり、同月十八日

明治天皇の車駕本寮に御臨幸 皇后宮同時に行啓試験燈臺及諸工場を 天覽遊ばされ畢つて本寮奏任官以上の官吏及外國傭人等に謁を賜ふ、此夜行在所より神奈川海岸に行幸相成試験燈臺を觀覽あらせらる

(工部省沿革報告書)

天覽の榮を蒙りしレンズ

名稱	フレネル式第一等回轉折射器
高さ	十尺七寸
直徑	六尺四寸八分
燭光	六萬七千五百燭光
射光面積	二十五萬三千三百八十九坪

八角形三段折射玻璃にして輸入價格八千圓 燈臺の總工費二萬餘圓の中約三分の一は實にレンズに仕拂はれて居る

(燈臺局燈光ニ據ル)

燈臺寮行幸啓の當時を偲びて

明治七年三月燈臺局の前身たる燈臺寮(工務省所屬)構内に試験燈臺設置せられ、同月十八月之に第一等回轉器械を裝置點火して試験を行ひ、此日畏くも 天皇 皇后兩陛下同寮に 行幸啓親しく該燈臺を始め、各種の燈器其他一般の設備を觀覽あらせられたのであります。

惟ふに明治維新に在りては、我邦海運業の基礎未だ形成せられず、從つて航路標識事業も亦自ら、極めて幼稚なる域を脱しなかつたのであります。幕末國際交渉頻繁となり、開國進取の機運が次第に醸成せらるゝに伴ひ内外國船舶の往來も漸く増加し、開港の促進となり、勢ひ航路標識の設備もその必要に迫られ(中略)當時我邦の航路標識事業は未だ草創の時代であつたので、他の文物制度と同様西歐諸國の指導と援助とに俟たねばならなかつた事は申すまでもない事でありまして、前述の如く英佛諸國の専門家を傭聘して、直接造臺事業に庸らせたのであります(中略)更に明治二年には航路標識視察用として、英國船燈明丸を購入し、船長以下總て外國人を乗組ましめ、標識業務の監督、需要品の配給並に標識建設材料の運搬等に供せしめたのであります(中略)何分創業日尙淺く事業の基礎未だ確立するに至らざる間に、偶々、明治七年試験燈臺竣工の機會に於て畏くも 鳳輦を迎え奉つて、燈臺其他諸設備の 觀覽を賜りました事は、

嘗に我が航路標識事業に取り此の上もなき光榮とするばかりでなく、事業本來の使命を當時に於ける斯業の形態とに鑑み、叡慮の宏遠なる拜察するに恐懼の至りに堪えない次第であります、此の限りなき光榮に浴して當時其の局に當つて居つた者は、上下一同感激して更に一層事業の爲に、努力精進すべく奮起した事は敢て茲に申し述べるまでもないことと思ふのであります、加之其の前々年則明治五年六月には

天皇陛下西南御巡幸の御砌、六連島燈臺に御臨幸あらせられ又同九年七月には奥羽御巡幸の御時、青森にて當時の航路標識視察船、明治丸に御乗船横濱まで乗御遊ばされた趣に承つて居ります、斯く重ねての榮譽を忝くしました事は洵に畏多いことと存ずる次第であります(後略)

(燈光第一二卷第三號長川豊樹氏稿ニ據ル)

燈臺局は全く古いお役所じやな、明治元年八月現在の所に燈明臺掛の木工場が出来、明るる二年七月に燈明臺役所とお傭異人の居館が出来たのが、燈臺局の初と覺えて居る、あなたの前でこんな事を言つちや濟まないが、今の燈臺局は世間の人に忘れられた様な形だけれど、明治初年の燈明臺役所や燈臺寮(明治四年八月改稱)はとてもハイカラで大したものだった、日本の文明開化は悉く此所から生れたと言つても決して過言ではない。

兩陛下御同列で行幸啓になつたのは明治七年三月十八日じやつたな、其の日晝間燈臺寮にお成りにな

り、大岡川口に新らしく建てられた煉瓦造の試験燈明臺にお登りになつて、新式の燈明臺用諸機械を御覽遊ばされ、夜は伊勢山離宮—今の宮崎町五十八番地で、正金倶楽部の建つて居る所だよ、何年頃創建されたかは明かでないが、明治十八年九月時の神奈川縣令冲守固に拂下げられた様に記憶する、十二間四方の木造平家建て、誠に質素な洋館だった—に御駐蹕遊ばされ更に神奈川臺で、試験燈臺の燈光を觀覽遊ばされたと承つて居る、其の時一般の人民にも是を見る事を差許されたので、わしも父に連れられて子安の濱まで見に行つたものだ。

どこの濱邊も黒山の様な人出であつた、日や月の外には今まで見た事のない大きな光が、白く太い線を幾つも作つてピカリ／＼光つては海に映る有様には全く膽を潰したもんだよ、どうしてあんな大きな光が出来たものかと、みんなが不思議があつたが今から考へると嘘の様なものだ。

今燈臺局のある所は、元は洲千島といふ出洲で、辨天様が居らつしやつた所だ、何故洲千島といふかと言ふのは、それは後でも話すが比處はズートと突き出た所ぢやつたから何時も波が荒くて其のしぶきで乾く暇が無い程だつたが、辨天様をお祀りしてからはその憂がなくなつたからださうな、景色の好い所でな、人の手を擴げた様に出たり入つたり多い洲で、それに澤山の松が蒼々と繁茂し、其松枝の間に五間四面萱茸白木造の辨天社が見え隠れして恰度繪を見る様な眺めじやつた……

(藤山義雄氏談ノ燈光ニ據ル)

行幸啓御模様

その一

三月十八日午後二時二十分

天皇陛下 皇后陛下御同列御馬車にて、東京宮城御出門、第三時新橋ステーションより汽車にて横濱着御、同所燈臺寮へ 行幸 是より先 新橋ステーションへ入らせらるゝに方り、諸兵捧銃喇叭を奏す、第三時五十六分横濱ステーションにて御下車、陛下には御召馬「岩泉號」に召され、皇后宮は御馬車(馬名一日春風二日小蝶)にて燈臺寮へ、臨御夫より該寮据着の第一等回轉器械點燈 天覽あらせられ、此夜は同所出張大藏省へ御一泊、此の日 陛下の此の港に 行幸あるを以て該縣廳燈臺寮を始め、舉港の市井毎戸に國旗を掲げ、就中、高島嘉右衛門及び瓦斯會社にては豫め戸門内外に常磐木を束ねて花飾をなし、樓上四圍に紅白の帷幕を張り以て大小數十本の國旗を翻し、漸く黄昏に至るや、高島館及び瓦斯製造所等の樓の欄干に、桐菊其他種々の花形且數千の瓦斯燈を點じ、延て滿街各燈に點じ、其光煌々として殆んど白日を欺き、心不夜の仙界にあるが如く、此夜高島樓上に、大隈參議兼大藏卿、伊藤參議兼工部卿、徳大寺宮内卿、山尾工部大輔、萬里小路宮内大輔、東久世侍從長其外大小承待從、中島神奈川縣令、同縣正權參事等來會し、日耳曼人バネキが寫眞繪演戲の妙曲を供す、其曲己に畢りて第十一時過、供奉の女官亦該樓に

瓦斯の點燈を見る

翌十九日午前九時三十分

陛下御馬上、皇后宮御馬車にて、行在所御出門、第九時四十分、瓦斯製造所へ 臨幸暫時此の樓に、御小休而して佛國第一等インヂニール、ペレグレン氏、第二等ユーブレ氏並に高島嘉右衛門御先導、瓦斯竈元天覽夫より瓦斯溜並に第一庫(スッコロビョー)第三庫運轉器械、第五庫(メートル)即計度器械等其他製造の諸物親しく 叡覽畢つて再び同所樓上にて御休憩、此の時神奈川縣令を以て 叡感の勅を嘉右衛門に賜ふ、第十時三十分還御、第十一時横濱ステーションより汽車にて還幸あらせられたり。伏て惟ふに瓦斯製造を 叡覽ある方今鐵道、電信、瓦斯は工業の最大なるものにて専ら工業御勸奨の 叡慮を以て畏くも平民高島氏の製造所へ、臨幸あらせらる、全く工藝獎勵の銳意億兆誘導の盛舉と云ふべく、匹夫にして玉座近く召されて、御感賞の 勅を賜ふ事實に我が國未曾有の盛典と云ふべし、是れ時勢開明のこゝに進歩するの然らしむるものと雖も、而るも嘉右衛門氏が獨力勇進、瓦斯の創業此功を奏するにあらざれば亦ここに至るべからざるなり、吁高島氏が不朽の榮豈亦之より大なるものあらんや矣、苟も天下に有益の事業を起す有志輩誰か之を感激せざらんや

その二

一月三十一日横濱へ 行幸の御豫定のところ御都合により御日延相成り、三月十八日午后三時の御汽車

に召させられ御臨幸あり、皇后宮も御同列にて横濱ステーションに午後四時着御、夫より御馬車にて燈臺寮に、行幸啓あらせられ、其の夜は燈明臺の燈火觀覽あり、此の燈火は青赤白の色を合せて點火され最も美麗壯麗なりしと、夫より瓦斯燈の元を觀覽あり、此瓦斯の原屋並に高島屋にては火を以て菊桐の御紋を欄干一面に列ね美しき事云ふばかりなし、其の夜は同港租稅寮出張所へ、御泊輦ありて、翌十九日還幸あらせられたり。

さて燈明臺並に瓦斯の元を、天覽ありし跡を翌十九日一般の人民に縱覽せしめられたり、因て此の日は東京横濱の人民陸續として來觀し爲めに立錐の地なきに至れり、曾て横濱燈明臺臺構内に設立せられし燈明臺は錐形の様なるものによ、諸の岬々浦々に設置せられしよりは、其丈低し臺四角にして凡そ高さ四丈餘其の上に燈籠あり、高さ一丈にて八角なり、差渡し六尺位上下細く中ふくろなり、八方共真中に丸き形ありて夫より段々に三角なる刻ある厚ガラスにて張り其刻みより一々光線を反射して光力を強くする工夫なるべし、而して此の燈籠は絶えず自ら廻轉し火を點ずれば互に紅青白等の色を現出して甚だ美觀なり、蓋し是は航海の者をして見認め易からしむる爲なるべし、又燈籠の外はガラスにて圍み其上を亞鉛板にて家根を葺き方角差を立て其の脇に小さき銅製の風車を立てたり、少し風あれば絶えず廻れり、是はこの燈籠を廻轉する元なりと云へり。

十九日畏くも、聖上横濱なる高島嘉右衛門經營の瓦斯製造所に、御臨幸あらせられ瓦斯燈の事御尋ねありし由、誠に古今未聞の榮なり、是文明の昭代言路洞開して上下和睦のありがたと雖も、又高島氏素より英傑の才ありて且つ勉強の力能く事業を爲すの功に依れり、方今商賣を以て有名なる者京濱間にも數多あり皆其の爲す處の事業小なりと云ふにあらず素より尋常一様の凡商估に非ずと雖も又大抵身を肥し自らを利するの業のみ、開化を助け人智を進むるの功に至りては高島氏に及ばざる事遠し、鐵道と云ひ瓦斯燈と云ひ、學校と云ひ皆大に世道に功あり、夫れ高島氏の始めて鐵道を開かんとするの時に當つて自ら手に長鞭を採り、朝より夜に至るまで神奈川海中に立ちて人を使役せり、其後の諸業も亦斯の如し、高島氏の今日の榮ある者悉く其勉強勞苦の結果せるものなり。

世の人願くは是を見習ひて興起獎勵せん事を、今高島氏齡僅かに四十に滿ちて其名天下に遍ねし寔に一代の偉人に謂ふべし。

(明治七年三月二十三日東京日々新聞)

明治天皇の御尊影を拜して

午前十一時、多久會長の鄭重なる閉會の辭によつて、意義深き第三十二回の關東聯合教育會の幕は閉ぢられた、昨日の雨に引き替えて今日は限なき日本晴、閉會後總員は二派に別れて地方視察に出かけた、第一班は銚子方面、第二班は房州方面である、何れも千葉縣教育會が極めて用意周到なる計畫の下に進められた上に至れり盡せりの歡待には視察員は痛く感激したのである、本縣の代議員は殆んど銚子方面のみであつたが、私だけは房州方面の視察員として加はつた、まづ木更津に、海軍航空隊の精銳を見學す、午後三時半〇〇方面より歸還の爆撃機三機を汽車中にて歡迎し、日の暮るゝ頃、館山に着き一行九十名は木村屋旅館に泊る、明くれば十日、午前七時省營バス四臺に分乘、房州南端を廻り、官幣大社安房神社に參拜して、國威宣揚武運長久を祈願し、外房州の風光を賞しつゝ、午前十一時小湊誕生寺に僕僧日連上人の古蹟を偲ぶ、この誕生寺に新築したばかりの、木の香床しい貴賓殿がある、此所にて圖らずも、わが神奈川縣と因縁も深き、

明治天皇の御尊影を拜する光榮を得たのである、寺僧の案内につれて一行は、貴賓殿前に進む、檜造りの宏莊なる廣間に一同端座して説明を聞く……「畏くも此所にお掲げ申上げてあります御尊影は、明治天

皇御年二十二歳に亘らせ給ふた時の御姿で御座います、明治七年三月、横濱燈臺寮並に瓦斯局 天覽の爲横濱に 行幸あらせられました御時、特に本邦瓦斯事業嚆矢者としての功績を賞でさせ給ひ、畏くも高島嘉右衛門氏に拜謁仰せ付けられました、氏は此の殊榮に浴するの際、恐懼謹慎御前に出でんとする刹那侍従長東久世伯は急遽氏を呼び止められました、スハ何事の起りしか……」寺僧は涙ぐみつゝ、明治天皇の御聖徳と、高島翁の孝心につき説明をなす、説明終るや、襖は音もなく左右に開く、仰ぎ瞻る、直衣を召させらるゝ凛々しい御姿、一同は宏大無邊なる御聖徳に感激しつゝ平伏最敬禮を捧げて御前を退く、縣教育會では時恰も、明治天皇聖蹟調査中である折柄、思はざる所で神奈川縣と因縁深き、この御尊影を拜する事を得たのは、何かの御縁とも思はれてならぬので、寺僧に請ふてこれに關する誕生寺の記録と、御尊影の御寫とを譲り受けたのであるが、それによると

明治天皇御尊影

御寶算御二十二歳御尊容 額面竪五尺五寸幅四尺

元來高島家寶として現に保存せられてあるものは、五姓田畫伯の謹寫せるものであるが、誕生寺にある御尊影は馬堀畫伯が高島家の依頼を受けて、復寫し奉つたものである、今左に東京市長より高島家へ送り

し感謝状及び高島家支配人餅田氏より誕生寺に納められたる奉納由來の文書に依り其の次第を明にすべし

拜啓這般本市奠都五十年祝賀會舉行ニ際シ

明治天皇御肖像特ニ御提出ヲ忝フシ

天覽 臺覽ニ奉供コトヲ得候段深ク感謝仕リ候當日陳列ノ模様爲記念撮影寫眞狀ヲ調製候ニ付別冊目錄
相添へ贈呈致候

右御挨拶旁如斯ニ御座候 敬具

大正八年五月

東京市長法學博士 田 尻 稻 次 郎

高島嘉右衛門殿

明治天皇御尊影御奉納の由來

明治七年三月十九日

明治天皇 横濱瓦斯局に

御臨幸あらせられ給ひての折、高島嘉右衛門翁の孝心に御感あらせられ、畏れ多くも御尊影の謹寫を許し給はれ、五姓田畫伯謹寫高島家寶として保存せられし處、當誕生寺貫主今井日誘猯下、御尊影奉納の御懇望ありしが、高島家門外不出の寶物たるを以て、馬堀畫伯に御尊影の復寫を依囑その謹寫の完成せる御尊像を前に當誕生寺貴寶室新築落成記念として奉納仕り度、御受納の榮を得且つ以て貫主今井日誘猯下の懇望に添ふと得ば不肖無上の光榮とする所なり、當時嘉右衛門翁が拜賜仰付けられし模様を記載し、御尊影の由來を明かにするは、最も意義深き事と信じ左に吞象高島嘉右衛門翁傳中の一章を併記す

昭和六年

横濱市神奈川二臺町五十九番地

高島家支配人 餅 田 喜 之 助

高島翁傳記拔萃

今日の社會於ては電燈瓦斯の光は必ずしも珍らしきものにあらず、顧みて明治四年翁が始めて横濱に瓦斯事業を起し、同五年該事業成就して其始めて燈火を點じたる際を見れば、日本帝國には未だ嘗て一つの瓦斯燈なるものあることなかりしなり、恰も京濱間の鐵道始めて敷設せられ、明治天皇は其の開通式に行幸あらせ給ひたりしが越えて同七年三月十九日、畏くも翁の經營成れる夫の横濱瓦斯局に 臨幸あら

せ給ひ本邦瓦斯事業の嚆矢者とあつて殊に長くも拜賜を仰せ付けられたり、茲に翁は此殊榮に浴するの際恐懼謹慎 御前に出でんとせる刹那當時の侍従長東久世伯は急遽翁を呼び止めたり、スハ何事ぞ起りしかと怪しみて顧みれば、彼は翁の背を指示し、そは何を入れたるやと問ふ、怪しまれたるも道理にこそ、其時翁の背は奇異の形ちに膨れ居たりし也、他の人にも茲に漸く心付きて御前に出づるには何事ぞと怪しみたり、さはあれ決して怪しむことなかれ、今日の光榮身に餘りて辱く之を一人にて浴するに忍びず逝ける父母にもこの光榮を共にと思ひて是れ斯のく如くなりと言ひつゝ取り出すを見れば、是なん翁が父母の木主にてありけり、伯も他の人々も之を見てさては然る至孝の心にてありけるかと感歎之を久しうしたりとぞ、されば翁は此の一代の光榮たる拜賜に際して父母と共に三人にて此の光榮に浴せる事なり、古來翁の如き拜賜も其類例を見ず、翁獨之をなせると言ふべく殊榮愈殊榮を極めたりと謂ふべし、斯くて翁は優渥なる御沙汰を蒙りて御前を退下、其の日の祭事は目出度終りを告げたるが惟ふに翁の此の光榮ある所以のもの、明治天皇の一視同仁四民平等の恩澤を垂れさせ給へる大御心に因ることなれども又翁が天分修養と共に大に勝れるものあるが故にも因る所なくんばあらざるなり云々

斯くして正午近く誕生寺を辭し、妙ヶ浦に舟を遣り、明神岩の附近に集る鯛の群棲する状況を漁師の説明に耳を傾け、次で對岸の水産講習所所屬の水族館の見學をも終り全部の豫定も滞りなく濟せたので接待員の方に厚意を謝して別れを告げたのは午後四時近くであつた。(武相教育九一號、櫻泉記)

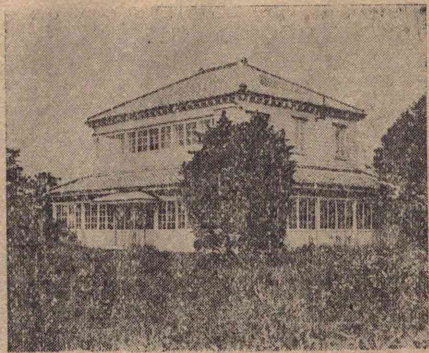
高島家々寶

明治天皇御肖像畫拜觀の記

神奈川縣教育會主事

櫻井

詒



兩三年前房總地方旅行の序、小湊誕生寺に詣でし際、圖らずも横濱行幸に關係深き 明治天皇の御肖像畫を拜したことがある。其の時の威銘は、當時の武相教育誌上に謹載した次第であるが、歸濱後史蹟調査委員中山每吉氏に其の事實を話したところ、同氏も亦「自分の寡聞なる高島

家に、さる尊きものある事は未だ聞き及んで居ない」との事であつた。而しこれは單に中山氏ばかりでなく、恐らくは横濱市民の誰もが多くは知らなかつた秘史であつたのである。然らば何が故に斯かる宏大無邊なる 明治天皇の御仁慈、且つは涙なしには聽き得ざる高島翁至孝の行績、修身書をも飾るに足る程のこの尊き物語が世間に餘り傳らずに居たのであらうか、それには又床しき理由が存するのである。謙讓の美德を備へて居られた高島翁は、自らの行績を世間に喧傳せらるゝ事を好まれなかつたのみならず、それにあ翁の没後も遺族の方が翁の遺志を繼いで其の事柄が世に公表される事を努めて避けて居られたからであ

る。高島家にさうした御肖像畫のある事を知つてから中山氏は、同邸を訪れて其の由來を「行幸の趾」に
 登載することの内諾を得て置かれたのであつたが、其の後調査部に於ても縣下他の地方の聖蹟調査に專
 念して居た爲め、未だ其の運びに到らなかつたのである。然るに先般或る會合の席上に於て、本縣下に於
 ける聖蹟につき御話申上げた事がある、其の時は 明治六年四月鎌倉行幸に關係ある鎌倉宮碑の由來と、
 同七年三月横濱行幸に關聯して、高島嘉右衛門翁が、拜調の光榮に浴したる時の御模様につき申述べたの
 である。偶々其の席上に有吉元神奈川縣知事も居られたので、種々と有益な御高説を拜聽したのである
 が、お話中最も私の感激を深からしめたのは、嘗つて氏が本縣在任當時既に高島家祕藏の御肖像畫につ
 きても、且又聖蹟保存につきても、深き關心を寄せて居られた事である。今、其のお話の概要を記さんに

明治七年三月横濱行幸の砌、高島嘉右衛門翁經營の瓦斯器械所を 天覽あらせられし時の事であるが、
 翁の至孝を賞でさせ給ふて兩親の位牌を携へた儘、拜謁を許させ給ふたのである。翁は又此の光榮を永
 く子孫に傳へんものと、明治天皇の御尊影拜寫方を御願して御許しを得たとの事であるが、今其の御肖
 像畫が高島家の家寶として、祕藏されてあつたのである。私も本縣在任當時、高島家の當主に遇つて其
 の事を知り、寔に尊き事實であると考へ、其の御肖像畫を寫眞に收めて縣廳に奉掲して置いたのである
 が、今もそれが縣廳にある筈である。尙ほ、行幸の御砌高島邸に、御泊輦あらせられた由で、行在所に
 充てさせられたといふ建物の寫眞も頂戴したことがあるが今でも私の宅にあると思ふ。然し其の御肖像

畫の寫が小湊誕生寺にあるとは今が初耳である、それからは是れとは關係は別だが、明治天皇横濱行幸の
 際、度々御小休遊ばされた東海鎮守府、後の横濱御用邸が今の帝蠶ビルヂングの在る所にあつたのだが、
 當時其の御用邸の周圍に澤山の松が繁茂して居た。而し御用邸御廢止後其の跡に追々と建物が出来る様
 になり、自然此の由緒ある松も伐採される様になつた。寔に惜しい事に考へて私は今の櫻木町驛前綠樹
 地帯の所に移植して、其の保存方を計つたのであるが惜しくも全部枯死してしまつた。

次は是も行幸とは全然關係は無い事だが、今鎌倉宮碑の由來を聞いたが其の話と實に似通つた事實を私
 も承知して居るので感慨深いものがある。誰しも横濱開港の恩人は井伊掃部頭と考へて居る、而し實は
 さうでなく佐久間象山が開港の恩人であるのである。此の事は既に文献にもあるし、撰文までしてあつ
 て其の記念碑が既に伊勢山皇大神宮境内に建つて居ると記してあるが、事實は其の運にまでは到つて居
 ない。こんな譯で近頃寄々相集つて之が建碑の相談が進められて居る様だが、鎌倉宮碑の行きさつと一
 脈相通するものがある様で感を深くする。

此のお話によつて見るも、既に高島家祕藏の御肖像畫が縣廳にもある筈であるが、多分震災の際焼失した
 ものであらう。縣廳には見當らない様である。何れにしても一度高島邸にあがつて、御肖像畫を拜した上
 其の由來をも尙ほ委しく伺ふつもりで、八月十七日午近き頃、中山氏と共に高島邸を訪れた。

高島邸は高島山の高臺に在り、寔に眺望絶佳の地である。邸内椽先の植込みも只折々吹き込む荒風を防

ぐ程度のものゝみで、世間でよく見る富豪の邸の様な素晴らしい植木の類は一本も目につかないが、其の代り座敷に座せる儘にて横濱港全部を一望の下に收め、本牧の岬を掠めて三浦の半島、さては房總の島山をも眺めることが出来る。邸内に人工的の庭園や、庭木の類を造らずして、寧ろ大船巨舶を吞吐して、暢び行く横濱港の全市を庭園としての設計らしく思はれて、却つて其の雄大さに、翁の風格を偲ぶよすがともなり床しい感がした。

刺を通じ案内さるゝ儘に、廊下つゞきの幾座敷かを隔てた奥の間に通された。折しも、瓦斯局史編纂資料調査の爲、市役所在勤の弦間冬樹氏も偶然同時刻に来訪せられたのであつた。同氏は風呂敷包の中より最も鄭重に一基の位碑を取り出された。是こそ高島翁が拜謁の際携へ持ちたるものなりとの事、思はず席を退りて拜見した。弦間氏は瓦斯局史編纂上得がたき資料として、高島孝氏邸より拜借して來られたものとの事であるが、思へば年來の希望を達すべく、高島邸を訪れし折も折全く思ひがけなきこの御位碑を拜見することが出來たのは、奇遇と謂はんよりは寧ろそこには靈的なる何物かが潜んで居る様に思はれて、嚴肅敬虔なる氣分に打たれた。

當主高島嘉和氏母堂壽子夫人に請うて、御尊影を拜した。上段の間、襖を開けば尙一段高き所、帷幕の内に奉安してある、仰ぎ瞻るも畏し。御若く尊きその御姿、凛々しくも亦御逞しき其の御英姿。椽先近き樹々の緑に映へし日の光は奥まりたる上段の間をも明るく照して、御肖像畫の御冠、御劍、さては御椅子

を彩りたる金色の燦然として鮮かに輝き神々しくも亦尊き限りであつた。

次で御肖像畫の由來につきて壽子夫人は「私は他から嫁いだもので委しい事は存じ上げて居りませぬが」と肅しまやかに語られたが、尙ほ同席された弦間氏より當家一門の人々や支配人から直接聞いた話であるとして語られた話とを合せ録して其の由來のあらましを記したいと思ふ。

行幸當時高島館に宿泊して居た人に五姓田と云ふ畫師があつた。高島翁は一世一代のこの光榮を永く子孫に傳へんものと、陛下の御尊影の拜寫方を副島伯にまで伺ひ出でたとの事である。そこで副島伯は高島翁拜謁の際に於ける。明治天皇の御英姿を五姓田畫伯をして外ながら拜する事を許されたのだとの事であるが、其の後五姓田氏は齋戒沐浴全技全靈畢生の努力を捧げて二面の御肖像畫を拜寫したのである。然して高島翁は其の一面を宮内省に献納されたが御嘉納あらせられた由で、他の一面が即ち現に高島家の至寶として存して居るものがそれであるとの事、嘗つて田尻東京市長は東京奠都五十年式典を舉行する際此の御肖像畫を拜借して。天覽に供された由である。

今高島家では斯かる尊き御肖像畫を私するは寔に勿體なき事であるとあつて近く明治神宮に奉献したい希望を有して居られる様である。

最後に壽子夫人は「本年は亡父の二十七回忌に當ります。此の十月十六日は其の祥月命日に當りますので法會を營むことになつて居りますが、皆様から斯うして其の當時の御模様等細々御調査して戴いて居る

事を定めし亡父の靈も悦んで居る事と存じます。」とて泌々と感謝の意を表して居られた。

尙茲に附言して置きたいことは、翁が拜謁を賜つた場所であるが當時の記録より見る時は、花咲町の瓦斯局の樓上である。然るに拜謁の場所は瓦斯器械所にあらずして、入舟町本邸の三階であつたと云ふ説のある事である。高島翁存生中常に家人を戒めて此の三階は畏くも拜謁を賜りし光榮の座敷である。粗忽にしてはならぬとて、常に言ひ聞かされて居たとか當時御使用の椅子卓子も其の儘とし、窓掛に使用された海老茶色の鍛子も其の儘懸けてあつたが後に高島臺に移したものだとして傳へられ家人も然か信じて居られる様である、然しこれは何かの誤りであらう。當時の記録にも「翌十九日 午前第九時三十分 陛下御馬上 皇后宮御馬車にて行在所御出門 第九時四十分 瓦斯製造所へ臨幸、暫時此ノ樓ニ御小休……叡覽畢ツテ 再ビ同所樓上へ御休憩 此時神奈川縣令ヲ以テ 叡威ノ勅ヲ嘉右衛門ニ賜フ 第十時三十分還御 第十一時横濱ステーションヨリ汽車ニテ還幸」とあるより推察するも入舟町本邸に、親臨あらせられたと言ひ傳へは誤りである。尙ほ「吞象高島嘉右衛門翁傳」の一節「翁が晩年の高節」の項に於ても「明治七年明治天皇の臨幸を辱なくせる瓦斯局の一洋屋は其の記念として恭しく茲に移され翁は身親ら清掃して奉仕怠る所あらず云々」とあり 之に依つて見るも拜謁を賜はりしは瓦斯局の一室であつて、入舟町の本邸であると言ひ傳へは全くの誤である事は明瞭である。さて

日も稍々西に傾く比、辭して同邸を出づれば、一望の下に收まる横濱全市、初秋の日光を浴びて生氣潑洩として居る。翁半生の事業たる海面埋立の高島町は又脚下に起りて汽車電車の往來繁く人馬織るが如くに、蜿蜒として横濱市街の中堅を走る。港に往き交ふ大船亦巨舶、暫し望欣臺碑」の邊を低徊し翁の偉業を偲ぶ。

碑に曰く

高島氏偉志アリ正眞ノ才智剛毅ノ志向偶維新ノ盛時ニ際シ感奮開化ニ勵精シ人才ヲ輩出スルハ學校ヲ興シ新育ヲ専ラニナスベシト自ラ巨萬ノ金ヲ散シ碩學ノ教師ヲ海外ヨリ聘シ始メテ學館ヲ横濱ニ開ク是吾邦ニ於テ洋學院ヲ設立スルノ先驅タリ故ニ官進歩首唱ノ賞狀ヲ賜リ而貿易ヲ盛ナラシムルニ鐵道ヲ建設シ運輸ヲ便ニムル最急務ナレバ官ニ請ヒ神奈川ヨリ横濱間ノ海中ニ一直線ニ鐵路ヲ築造スルノ便益タル事ヲ揚言シ決然奮發シテ家産ヲ欣盡シ現今高島町ノ鐵路及市街ヲ埋開スルハ氏ノ獨力ヲ以テ竣工スル處其他山ヲ崩シテ港ノ内外ヲ埋メ瓦斯燈ヲ港中ニ連絡シテ不夜ノ場タラシメ人民夜ヲ日ニ繼テ便益ヲ得セシム此時 親臨アリテ 叡威ノ 勅ヲ賜ヘリ氏嘗テ一派ノ易學ヲ持發ス進退舉動悉ク易占ニ據ラザルコトナシ而シテ功成リ身退テ聖賢ノ訓戒ヲ反省シ近時神奈川臺上一閑室ヲ設ケ之ニト居シ港外ノ繁榮ト其ノ事業ノ功績ヲ脚下ニ矚望シ獨欣然トシテ其心ヲ慰ス由テ此ノ台ヲ號シテ欣望臺ト云爾

明治十年丁丑十二月

辰支 荒木 政樹 謹識

應索 桑 門 辨 玉 書之

此の記事中カットとして掲げたる建物の寫眞は翁が光榮の記念として花咲町より高島臺に移し建てしものにて、拜謁を賜はりたる二階の室の清掃は翁自ら常に奉仕して居られたと傳へらるゝものであるが建物も震災前既に祝融の災に罹り惜しくも焼失してしまつた。

尙ほ横濱市瓦斯局の重寶として今に三ツ組の木杯が保存されて居る。これは明治二十五年高島翁より瓦斯局に引き繼かれたものだとの事であるが徑四寸・四寸五分・五寸二分の三ツ組にて何れも中央に浮彫かと疑はるゝ程の厚みある金泥にて五七の桐の御紋章が書き出されてある。これに關する引き繼の書類等一切焼失して居るので其の由緒等今知るに由も無いが或はこの時の行幸に際して高島翁の拜領せしものにはあらざるかと市瓦斯局の當事者は慎重研究調査して居られる様である。

四、横濱行幸

明治十一年七月十日

軍艦扶桑、比叡、金剛御巡覽の爲

行幸御日程

午前七時二十分	假皇居御發輦
午前八時十五分	新橋停車場御發車
午前九時十五分	横濱停車場御着車
	横濱港内ニ於テ扶桑、比叡、金剛ノ三艦御巡覽
午後五時四分	横濱停車場御發車
午後	新橋停車場御着車
午後六時三十分	假皇居還幸

供奉員

同	同	侍	三等侍補	二等侍補	一等侍醫	宮内大書記官	宮内大輔	宮内卿	從四位	同	從五位	正三位
太田	西田	堀川	鍋島	高崎	伊東	山岡	杉孫	德大寺	四條隆	京極高	堀田正	慈光寺
左門	公業	康隆	直彬	正風	方成	鐵太郎	七郎	實則	平	典倫	有仲	

先着供奉員

毛	淺	松	西	黒	伊	寺	大	大	岩	三	北	東	有
利	野	平	郷	田	藤	島	木	隈	倉	條	白	伏	栖
從	正	正							右	大	川	見	川
二	二	二	參	參	參	參	參	參	太	政	三	二	二
位	位	位	議	議	議	議	議	議	臣	大	品	品	品
										臣	宮	宮	宮

五〇

綾	山	有	池	津	細	龜	佐
小	内	馬	田	輕	川	井	竹
路	從	從	正	正	從	從	從
侍	四	四	四	四	三	三	三
從	位	位	位	位	位	位	位

軍艦扶桑、比叡、金剛御巡覽御次第

午前七時 横濱碇泊の海軍諸艦船國旗を三橋上に上げ満艦飾を爲す
 午前八時十五分 新橋停車場御發車
 午前八時 皇族……鎮守府へ參着
 同 時 海軍卿、將官海軍省課局所校長副次長禮服着用參府

同 時 陸軍將官同斷

同 時 鎮守府員及横濱碇泊の海軍諸艦船營長大禮服着用參府

横濱御着車の節、鎮守府長官及諸艦船營長、鐵道館にて奉迎の事

鎮守府臨御の節、府員及諸艦船營長奉迎、樂隊奏樂、海軍卿鎮守府司令長官御先導、御休憩所へ着御
 海軍勅任官拜謁の事

端艇櫻號へ海軍卿御陪乘、諸艦船長端艇を二列に列し供奉護衛す

但し敬禮を表する爲め金剛艦乗組の生徒を撓手に充つ

航御の節、内外國各艦より二十一發の禮砲を發し登桁式を行ふ

第一金剛艦觀覽退御の時同艦より禮砲執行

第二比叡艦觀覽禮砲金剛艦に同じ

第三扶桑觀覽畢つて御晝餐を供す

午後時機により近海運轉諸艦編隊供奉の本艦より電氣を以て水雷火を發し浮標を碎く、畢つて横濱投錨
 諸艦縱隊を解き、每艦登桁を爲し祝聲を發し、或は奏樂御本艦を周航し、各艦投錨をなす。

還御端艇へ乗御の後、内外國各艦より禮砲を發し、鎮守府奉送等前の如し
 雨天御順延の事

行幸御模様

その一

聖上陛下には新軍艦、扶桑、金剛、比叡、叡覽のため昨日午前八時十五分新橋より汽車にて、横濱へ行幸あらせ給ふ、皇族、大臣、參議院、省、使長、陸海軍將校、海軍省、課局所校長、副長次長、鎮守府員、横濱碇泊の海軍諸艦船營長方々は、同八時に同所の東海鎮守府へ先着せられ、聖駕の着御を待ち奉らる、聖上には横濱鐵道停車場より御馬車にて、直ちに東海鎮守府へ臨幸あらせ給ひ、河村海軍卿及び伊集院東海鎮守司令長官御先導にて、設の御座へ着御（此間海軍の樂隊奏樂）同府にて暫時御休憩の後、府内の乗船場より端艇樓號へ召させられ、三條大政大臣、河村海軍卿、高崎侍補、御陪乘にて航御なる、此の時諸艦船長は端舟を御座船の左右に排列して護衛し奉る、不二、扶桑、春日、東、孟春、雷電號の端舟は右方に、金剛、比叡、淺間、分營、高尾、第二丁卯、攝津號の端舟は左方に列す、斯くて灣中碇泊の内外軍艦は、二十一發の皇禮砲を放ち登桁式を行ふ。

陛下には第一に金剛艦に臨幸ありて、艦中を叡覽あらせられ、畢りて再び櫻號にて扶桑艦へ渡らせ給ひ（如何なる御都合にや比叡艦へは臨幸あらせられず）同艦にて、午饌を聞召さる、午後一時頃より軍艦の運動を、叡覽に供せんと第一に春日艦、第二に扶桑艦、第三に比叡艦、第四に金剛艦を順序に沖に向つて直線に航進し

て、戰隊或は縱隊を編制し、水雷火を發せしこと二回、右畢つて四艦ともに楫を轉じて廻航し、扶桑艦（御召艦）の原位に投錨するを待つて、春日、金剛、比叡の三艦は、或は樂を奏し、或は祝聲を奏し、或は登桁の禮を行ひながら、順次に扶桑艦を一回して各々錨を卸したれば、聖上には間もなく櫻號へ召させられ、東海鎮守府に臨御あらせられ、午後五時四分の汽車にて東京へ還幸あらせ給へり、此の日鎮守府は勿論、内外の軍艦は早晨より旗旗を三橋上に掲げ、滿艦飾を設け祝禮を表するに至らざる所なく、且つ昨日は近來の雨天續きに似合はぬ麗らかなる日にて、雨も降らず日も照らず、晝前より少しく風吹き初めたれども、暑さを拂ふだけにて波を起すに至らず、海上至つて穩かにて萬事都合よく、龍顏殊に麗しく拜し奉られたり。

同日參觀の方々には、有栖川宮、兩伏見宮、北白川宮、閑院宮、山階宮、三條太政大臣、岩倉右大臣、伊藤、大隈、河村、西郷、黒田の五參議その他各省の大小輔、陸海軍の將官、華族、英佛及各國の公使書記官等なり。

斯くて 叡覽滞りなく相濟みたる後、東海鎮守府に於て宴會を聞かれ、三艦（金剛、比叡、扶桑）にては、夜に入りて紅燈を點じ、煙火を揚げ、爲に横濱灣中は随分共に賑ひたり。

扶桑、金剛、比叡は何れも英國にて製造せし新艦にて、其砲機械より構造の方法に至るまで盡く新規精巧を盡し、如何にも立派なる軍艦なり、其うち金剛と比叡とは同形同格にて更に異なる所なければども、扶

桑艦は他の二艦よりは艦體大に異なる所あり、其馬力噸數も亦同じからずと言ふ。

五四

その二

豫て仰出されし如く、昨日は三艦 天覽あらせらるゝに付、東海鎮守府には早天より府門へ飾を付け、國旗を十文字に又し、客堂には紫地に菊の御紋の張幕を張り、裏門即ち端艇乗込所へも盛飾を成し、砲二門を兩側へ備へ、旗竿へは國旗及び種々の旗章を掲げ、各艦は午前七時より飾旗を掲げ、乗組士官は大禮服、水兵は麥藁帽子上紺下白の服を着し、右の準備既に備り後ち 皇族大臣以下は八時に御着

聖上陛下には午前八時十五分新橋發の汽車に召させ給ひ同九時十五分横濱停車場に着御、在港の文武諸官奉迎、直ちに御馬車に召させられ東海鎮守府へ 臨幸あらせらる、是時高崎二等侍補御陪乘、騎兵一個小隊前後を警護し奉り、同二十分東海鎮守府へ着御、是時樂隊樂を奏す、陛下には客堂前にて御降車遊ばされ、河村海軍卿、伊東少將御先導にて直ちに鎮守府に入らせられ(是時旗竿へ臨幸旗を掲ぐ) 暫時御休憩、同三十分端艇櫻號に召され、三條大政大臣、徳大寺宮内卿、高崎二等侍卿、河村海軍卿、三浦海軍大尉、本宿海軍大尉等陪乘す、金剛乗組生徒も御同船すれ共敬禮の爲舉手して小蒸汽船に引かせたり、兵の端艇は、有栖川、東伏見、伏見、北白川の四親王及び有栖川若宮、岩倉右大臣、伊藤司令長官、服部海軍大尉其外金剛艦乗組生徒乗船したれども前同斷、次は杉宮内大輔、鍋島三等侍輔、山岡、兒玉兩宮内大書記官、伊藤參議、谷、野津、曾我、井田、高島の五少將乗組、三端艇次を以て發す、是時内外軍艦より共に禮砲を

發し、且登桁して敬禮を行ふ、既にして御船第一に進行し、右に富士、扶桑、春日、東、孟春、雷電、左は金剛、比叡、淺間、高雄、第二丁卯、攝津の諸艦のボート警護し奉れり、斯くて

聖上陛下には御召艦扶桑へ御乗艦あらせらる、大隈、伊藤、黒田の三參議、有栖川若宮、山階宮、閑院宮、外務卿代理森外務大輔、司法卿代理山田司法大輔、陸軍卿代理大山陸軍少輔以下隨乘す、金剛には麿香間詰同祇候、海軍將官、英、佛、米、西の四公使同書記官以下乗組、比叡には各省長官、魯、澳、獨、白の四公使同四書記官以下乗組めり、三艦の 天覽既に終へさせられ、扶桑艦にて、御晝餐を聞し召され午後一時御召艦扶桑に、比叡、金剛、第二丁卯の諸艦供奉し、猿島近海まで運行して水雷火 天覽遊ばさるゝ御豫定の處、御都合により御取止めと相成り、即時諸艦を還され、聖上には再び端艇櫻號に召され、東海鎮守府へ還御相成たり、是時各艦禮砲を發し及び登桁の式を行ふ事前の如し

尋で同五時四分横濱發の汽車に召され給ふて、還幸あらせられたり、其式總て臨幸の時の如し

因に云く昨日 聖上陛下還幸あらせられし後、夜に入り東海鎮守府より「シユンドロス」の燈火を合圖として各艦より烟火を放揚し、每一發毎に打方始めの合圖として球燈を横にふり凡そ百五十本程打ち揚げ其終りには合圖として火箭三發を飛揚したり、又鎮守府食堂にて饗應せらるゝ各國公使書記官は大凡六十人程なりしと。

横濱行幸論說

五六

維時明治十一年七月十日 叡聖文武 天皇陛下駕ヲ我ガ横濱ニ廻ラシテ扶桑、比叡、金剛ノ三艦ヲ覽閱セラル、三艦ハ英人ニ囑シテ造ル所ナリ、午前七時 車駕宮ヲ發シ同九時横濱港ニ至ル、在港ノ文武諸官停車場ニ奉迎ス、尋テ 車駕東海鎮守府ニ幸ス、武騎前驅文官後從、鹵簿ノ壯、儀客ノ盛 士民道ニ迎ヒ老弱途ニ拜シ仰テ萬歲ヲ唱フ、既ニシテ 車駕將ニ東海鎮守府ニ到ラントスレバ海軍樂隊ハ樂ヲ奏シテ駕ヲ迎ヒ儀仗兵ハ府門外ニ列シテ敬禮ヲ行フ、海軍卿府長官 駕ヲ導テ府ニ入ル、海軍大臣謁ヲ執リテ駕ノ恙ナキヲ賀シ奉ル、同十時 車駕子船櫻號ニ御シテ三艦ニ幸ス内外ノ軍艦禮砲ヲ發シテ敬ヲ行フ三艦天覽既ニ畢リ午後一時 車駕扶桑艦ニ御シ各艦ヲ率キテ本牧沖ニ至ル未ダ幾ナラズシテ 御艦ヲ横灣ニ還サレ再ビ子船ニ御シテ鎮守府ニ臨御ス、此時内外軍艦又禮砲ヲ發シテ敬ヲ行フ尋テ 車駕東京ニ還幸セラル、是日天氣清明碇泊ノ海軍船艦ハ早天ヨリ飾リヲ爲シ、滿港ノ商家ハ戸々國旗ヲ掲ゲ眞ニ大平ノ觀ト謂フ可シ

恭シク惟ミレバ我 天皇陛下 叡聖神武徳ハ四海ヲ包ネ、功ハ八表ニ輝キ登極ノ始年首トシテ兵部省ヲ置キ陸海軍ヲ管ラシム、是時奥羽既ニ削平スト雖モ函賊未ダ平カズ之ニ加フルニ 王政ノ草創ヲ以テシ之ニ重ヌルニ諸藩ノ專封ヲ以テス、陸海軍ノ備又完カラズ、然レドモ海將水兵能ク果毅ヲ履ミ遂ニ能ク一舉

シテ箱館ヲ拔キ大ニ我海軍ノ運ヲ開ケリ尋テ 朝廷別ニ海軍省ヲ置テ專ラ海軍ヲ管ラシメ又造船所ヲ興シテ船艦ヲ作ラシム、是ニ於テ軍艦ノ數歲々多キヲ加ヘ僅々十年ノ間ニシテ其數幾トンド二十餘隻ニ及ベリ、今又之ニ加フルニ扶桑、比叡、金剛ノ三大艦ヲ以テセリ帝國海軍ノ盛ナル東洋諸國ニ向ツテ亦少シク誇稱スルニ足レリ、伏シテ惟ミルニ方今世界萬國英國ヲ以テ海軍ノ極盛ト爲ス、然レドモ英國ハ十倍ノ富ヲ以テ百年ノ歳星ヲ重ネ猶ホ僅ニ四百餘隻ヲ備フルニ過ギズ、又世界萬國魯國ヲ以テ至強ノ大邦ト爲ス、然レドモ魯國千年ノ舊國ヲ以テ境土ノ大ヲ有チ猶ホ僅カニ三百餘隻ヲ備フルニ過ギズ、獨リ佛帝拿破翁三世能ク一代ノ間ヲ以テ四百餘隻ノ軍艦ヲ備ヘ以テ英國ト拮抗セリ今 天皇陛下功德遠ク拿破翁三世ニ超絶シテ在朝ノ文臣又能ク佛廷ノ群臣ニ過ギタリ、則チ拿破翁三世ノ功業ヲ興シテ英國ト拮抗スルニ比シ豈ニ甚ダ難カラシヤ、余儕草莽ノ下ニ在リ 天子親ヲ駕ヲ勞シテ新造ノ三艦ヲ 覽閱セラル、ヲ拜觀スルノ榮ヲ得、仰感伏嘆獨リ我ガ 帝國海軍ノ將ニ盛ナラントスルヲ賀セスンバアラザルナリ、然リト雖モ大業ハ容易ニ成シ得ベキニアラズ、而シテ我海軍ノ盛ナル東洋諸國ニ向ツテハ或ハ誇稱スルニ足ルト雖モ之ヲ歐洲諸強國ニ比セバ未ダ其ノ十一ニ及ブ能ハズ 然ラバ則チ我ガ 帝國前途ノ經營ス可キ者豈ニ甚ダ多カラズヤ 且夫レ小成ニ安ズル者ハ大成ヲ得ル能ハス、之ヲ古今萬國ニ徵スルモ大概然ラザルハナシ、今我ガ 天皇陛下親シク横濱灣ニ親臨瞻矐ヲ閱シ給フノ叡慮寔ニ深遠ナリ、在廷ノ文武諸臣克ク思ヲ茲ニ致シ徒ニ小成ニ安ズルコトナク愈々以テ武備ノ大ヲ謀リ以テ帝國ノ盛運ヲ致シ 上聖意ニ副ヒ奉リ以テ帝國ノ

五七

隆昌ヲ致シ又能ク魯佛ヲ凌駕シテ英ニ拮抗スルノ備ヲ望ム是レ三千萬臣民ノ希念シテ已マザル所ナリ

(明治十一年七月十一日横濱毎日新聞第二二八號社説抜萃)

明治天皇御製

うまごにやたすけられつゝいでつらむわれを迎へてたてる老人

五、横濱行幸

明治十四年一月七日

伊太利國軍艦ウエルトルビザーニ號ニ
同國皇族ジユックドジエーヌ殿下御訪問

行幸御日程

午前九時三十分

假皇居御發輦

午前十時三十分

新橋停車場御發車

午前十一時三十分

横濱停車場御着車

横濱碇泊ノ伊太利國軍艦ウエルトルビザーニ號ニ臨御、同國皇族ジユックドジエーヌ殿下ニ御會見同艦内
ニテ御會食

午後三時五十分

横濱停車場御發車

午後四時四十分

新橋停車場御着車

午後五時

假皇居還幸

供奉員

左大臣	熾仁親王
參議	井上馨
内閣權大書記官	谷森眞男
宮内卿	德大寺實則
宮内大輔	杉孫七郎
宮内權大書記官	兒玉愛二郎
三等侍醫	竹内正信
侍從長	山口正定
侍從	堀河康隆
同	北條氏恭
同	藤波言忠

行幸御模様

七日午前十時三十分新橋發の汽車に召させられて、蒸氣の煙のどかにも十一時三十分にご、横濱の停車場へ着御あらせ給ひぬ、米田侍從長御陪乘し奉り、神奈川縣の警部河合某、小林某等御先驅承り、靜々と辨天通より横濱學校の前を過ぎさせ給ひ、東海鎮守府へ渡らせ給ひつるころは、十一時四十分にてありける、府の司令長官をはじめ府員の人々は、何れも晴の大禮服にて、聖駕を迎へ奉り、門前には海軍樂隊一小隊整列して樂を奏しまゐらせ、府の正堂に設けたる假の、便殿の玉座へ着御ありて暫らく御休憩あそばされぬ、今日は桐號となん名づけられたる御船に召させ、汽船もて之を曳かせ奉らんの支度にてありけるが、折悪しく波の穩かならぬにより直ちに鎮守府の五馬力と申す汽舟には召されたり、御同船に供奉の面々には、井上外務卿、榎本海軍卿、徳大寺宮内卿、米田侍從長、鹽田外務等、出船三浦海軍少佐にてありき、尤も有栖川宮、兩伏見宮、北白川宮、岩倉右大臣、上野外務大輔の方々は、櫻號に乗船せられ小汽舟にて之を曳かせたり、偕又、指揮官の端艇には、山縣參議、河村參議、西郷參議これに乗り同じく小汽船にてこれを曳かせたり、但し侍從三名は御先着の爲にとて、御召艇に先立ちて進みたりき、此外に金剛(伊藤)迅鯨(澤野)比叡(伊東)淺間(井上)丁卯(杉)孟春(伊知地)の諸艦長たちは、何れも鎮守府の波止波より各艦の端艇にて自ら御船と護衛し奉り、舳艦相脚みて横濱港内に進み、伊國軍艦へと進御あらせられた

るは、勇ましくもまた優に見え奉りたり、また龍驤（福島）筑波（相浦）東（山崎）清輝（磯邊）乾行（横武）磐城（坪井）日進（笠間）鳳翔（隈崎）富士山（伊月）肇敏（原）蒼龍（増田）春日（窪田）の諸艦長並に東海水兵營長（有地）の人々も皆 聖駕を迎へられたる方々なり、斯くて御船の金剛旗艦を過ぎさせ給ふ時に艦中にて奏樂して敬禮を表し奉りぬるが、御召艇は靜かに伊太利軍艦ウキワトルビザニー艦の傍に着御あれば、艦長、伊國皇族ゼノア公は、親から階下に出迎へ艦内に御先導し奉りて、御對顔の式及午饌の御饗應とも一方ならぬ御歡待にありけるとの御事なり、斯くて三時十五分、五馬力に召させられ三十分、鎮守府に着御、四十五分御出門、三時五十分の横濱發の汽車に召させられて、還幸あらせ給ふ。

内外の軍艦より例の如く祝砲を發ちて敬禮し奉るに、其煙は海上に充ち満ちて、祥雲瑞靄として見えたりける、實にめでたき 大君の軍艦御幸かなと皆人拜し奉りてありぬ、程もなく四時三十分新橋の停車場へ着御ありければ、暫し御休憩あそばされ、やがて夕日さす赤坂の宮へぞ還幸あらせ給ひける。

伊國軍艦内に於ける御模様

當日は午前八時より、伊國軍艦ウエツトルブサニー艦にては、伊國の皇族旗を掲げて裝飾を施し、やがて二十一發の祝砲を行ひたれば、港内の各國軍艦皆祝砲の禮を表し、又同國公使及領事は午前より早く艦内に來りて諸事の斡旋を助けられたりき、午後十二時二十五分に神奈川砲臺並に軍艦より祝砲を發したる

は、聖上の東海鎮守府の波止場より御乗船ありしを祝し奉りたるなり、御座船の海上を渡らせ給ふ御時には、中外各國の諸軍艦皆桅桁上連立の最敬禮を行ひ、萬歳を唱へ奉りぬ。

ウエツトルビザニー艦にては、御乗艦の時に桅桁上の萬歳の聲と共に、我が海軍々樂隊樂を奏したり、各國軍艦は、伊國の旗を下して、皇旗を引上げたり、艦上の入口にて皇族ゼノワ公は親ら 聖上を迎へ奉り、甲板上の正室に先導せらる、士官は皆一列に整列して最敬禮を行ふ、主客一行とも大禮服を召されたり、右の正室にて暫し御休憩ありて、ゼノワ公は 聖上を御案内して甲板上に出御しまゐらせ、新發明ミタライューズ砲の打ち方を御覽に入れ、夫より大砲甲板に渡らせられて、大砲どもを御覽せらる、大砲はアルムストロング法にて車臺は伊國發明の新形なり、通辯は鹽田三等出仕佛語にて之を勤められたり、右畢りて艦内の正室に出御ありければ、ゼノア公は、聖上の食卓の中央に御座あらんことを願はれて、自から御座の左側に就き、皇族、大臣、貴官の方々皆其の位列に應じて着座なる、其の方々には、有栖川宮、東伏見宮、北白川宮、伏見宮、有栖川若宮の御五方、三條、岩倉の兩大臣、山縣、西郷、川村、井上の四參議、榎本海軍卿、徳大寺宮内卿、上野外務大輔、鹽田外務三等出仕、山口侍從長、伊國公使カウンツバールボラレニー、一等書記官ランシアレツチ、横濱領事アルカノー氏なり、其外御陪食は、本艦長ミルリッー、皇族侍從カウンツカンデアニー、士官イザラーの諸人にて午後一時を以て、御宴を開かれ其間絶えず奏樂ありぬ、御饗應の事どもは専ら、カンジアニーの取計なりと聞え、善を盡し美を盡し裝飾より供御に

至るまで目を驚かさずばかりなり、殊に珍らしきは卓上に用ゐられたる皿鉢の陶器は金覆輪を施したる彩畫のセーブル製にて、原は佛國の大帝那破倫第一世の御品にて其後之をゼノワ公の御祖母にてましましける伊太利皇后マリーリアデレーデに傳へられ、夫より公は傳承せられたる御大切の御品なるを、今日の晴れに遣はせられ、金銀の刀七もみな御由緒の品なりと聞えたり、かつ生花を以て正面二ヶ所に菊花の御紋章を作り、其側に伊國の皇章を添へたる結構などは一際目立て見えれば、寂慮にも適ひたらんと思はれたり、御食事の畢りなんとせる頃を見計ひ、ゼノワ公は酒杯を捧げ謹て左の祝詞を日本語に奏上せらる

ワタクシハ ニツボンノ テンノウヘイカノ、コシテ、ココエクルヲ、ケンコーノタメニ、イツバイ、カタムケマス

斯く故さらに、我が邦語もて申されたるは、敬禮の極なれば、龍顏殊に麗はしく、山口侍從長に仰せて左の勅答を賜はる

朕ハ 伊太利國皇帝皇后兩陛下及ビ皇族ノ健康ヲ祝シテ、此ノ酒ヲキコシメス

とあれば一同みな之を賞賛し奉りぬ、斯くて御宴も濟みたれば 還御を仰出され敬禮は臨御の時の如く、

而して御座船の本艦を離れ給ふ時に、ゼノワ公は艦上の橋頭に立ちて祝砲萬歳の號令ども、自らなさせ給ひぬ、誠にめでたき御臨幸にてありける。

昭憲皇太后御歌

大君のみくらおおくべき若駒は嘶く聲もたかくぞありける

七、横濱行幸

明治十四年十月三十一日

英國軍艦バカンテー1號ニ同國皇孫
アルベルトヴキクトル同デヨーデ兩殿下御訪問ノ爲

行幸御日程

午前八時四十分

假皇居御發輦

午前九時十八分

新橋停車場御發車

午前十時 三分

横濱停車場御着車

横濱港碇泊ノ英國軍艦バカンテー1號ニ行幸、同國皇孫兩殿下ニ御會見艦内ニテ御會食、午後二時十分
御退艦御上陸、東海鎮守府ニテ御小休

午後二時五十八分

横濱停車場御發車

午後三時三十三分

新橋停車場御着車

午後四時 十分

假皇居還幸

供奉員

同	侍	侍	三等侍	宮内權少書記官	宮内權大書記官	宮内少輔	宮内卿	内閣大書記官	參議	右大臣
藤波	北條	山口	竹内	長崎	兒玉	山岡	徳大寺	金井	川村	岩倉
言	氏	正	正	省	愛次	鐵太郎	實	之	純	具
忠	恭	定	信	吾	郎	郎	則	恭	義	視

行幸御模様

その一

一昨二十九日午前八時の臨時汽車に召して、英國兩皇孫には、横濱港碇泊の御乗艦へ還らせ給ふたり、此の日御名代として 東伏見宮殿下には同港まで送らせられ、他の見送の方々岩倉公並に海陸の將校數名は新橋停車場にて暇を告げられ、此處よりは、山階宮、上野大輔、香川宮内大書記官、長崎同小書記官その他接伴係の人々とも同汽車にて御乗艦まで送られたり、却て奉送の模様は御來着の時に同じかりき。

さて横濱へ御着なりて宮内省の馬車に召され、直ちに東海鎮守府へ入らせらる、同所にて暫らく御休憩の後御乗艦バカン號は歸らせ給ふ、御晝餐濟みて午後一時より豫て同港の英國人が催せる競争を一覽の爲め海岸の競争會社へ赴かせ給ひ、樓上より御見物にて六時ごろ歸艦せらる、夜に入りて山手三十七番の花屋敷にて數十本の煙火を打揚げて覽に供せられたるが、これら見物の爲横濱中は非常に賑ひたり。

聖上陛下には今三十一日午前七時發の汽車に召し給ひて、横濱の東海鎮守府へ行幸あらせられ、十一時ごろよりバカン號へ成らせ給ひて皇孫を訪はせられ、十二時より皇孫と共に、競争會社へ渡らせ給ひて英國と我が軍艦の端艇競争を 叡覽あらせらるゝ由に承る。

聖上陛下には英國皇孫を横濱に訪はせられんが爲め、昨日午前八時過ぎに御出門あらせられ、九時十五分新橋より汽車に召させ給ふ、供奉には、兩伏見宮、北白川宮の三殿下、三條岩倉の兩大臣、井上、河村、大山の三參議、徳大寺宮内卿、山岡少輔、兒玉書記官等の方々にぞ候はれ、同十時横濱の停車場へぞ着かせらる、夫れより東伏見宮御陪乘にて本町通りを鎮守府へ成らせ給ふ、御先驅は警部四名、次に川井本署長にて御道筋の兩側には巡查を配置して御警衛に當らしむ、十時十分 鳳駕鎮守府へ臨ませ給ひしかば、豫て門内に整列したる海軍樂隊は齋しく樂を奏す、夫より鎮守府長官の御先導にて設けの玉座に着かせ給ひ暫らく憩はせ給ふ、應て御座船の用意整ひしとの奏上を聞し召して玉座を立たせ給ひ、桐號と呼べる御船に召させらる、御陪乘は兩伏見、北白川宮方及び、岩倉右府にて此時鎮守府にては國旗を掲げて、御乗艦あらせられし由を碇泊の内外の船艦に合圖す、河村參議、仁禮長官、野村縣令等は小蒸汽船にて御座船に陪從しまゐらせ、バカンテ號へと進まれたり、又内外の軍艦は御召艇の鎮守府の入江を出づるを合圖として、各々二十一發の皇禮砲を放ちたり、程なくバカンテ號に着御あらせ給ひ、皇孫殿下に御對顔あらせらる、斯くて午後一時になりしかば、我が軍艦、日進、磐城、金剛、迅鯨の諸艦の競漕を始め、英國軍艦九艘、米國軍艦二艘、露國軍艦一艘内外合せて十九艘の軍艦より各々端艇を出して其競漕を始めける。

聖上には英國皇孫殿下と御共にバカンテ號より、天覽あらせ給ふ、此時皇孫殿下より種々の御饗應あり、午後二時に至り右の競漕も全く終了し、聖上陛下には、同時三十分皇孫殿下に御別を告げさせ給ひて再び桐號に召させられ鎮守府に還御あらせ給ふ、内外軍艦より祝砲を放つ等の諸禮式は、御着御の時の如し、斯くて暫く御休憩の後御料の馬車にて停車場に御着 此處にて仁禮長官野村縣令等へは御暇を賜り同三時十五分特發の御汽車に召し給ひて東京へ還幸あらせ給ひぬ。

此の日同港に碇泊せる内外の軍艦は云ふも更なり、尋常の商船に至るまで孰れも五色の旗を風に翻へすなど今日を晴れてと飾り立てし有様は遠く望めば宛然桃李の掩映して咲き亂れたる如く最も美觀なりしとぞ。

昭憲皇太后御歌

大宮のうちにありてもあつき日をいかなる山か君はこゆらむ

一一、横濱行幸

明治十六年十二月二十四日

軍艦筑紫天覽の爲行幸

告示

來ル二十四日午前八時 御出門 同八時三十分新橋發別仕立汽車ニ 乘御横濱へ 行幸東海鎮守府ニ於テ 御休息ノ上新造軍艦筑紫號 天覽アラセラレ即日 還幸遊ハサルベキ旨一昨十八日仰出サレタリ

(明治十六年十二月二十日官報第四五號)

昨二十四日ハ豫ネテ 仰出サレシ通新艦筑紫號 天覽トシテ午前八時 御出門同八時三十分新橋發ノ別仕立汽車ヲ以テ横濱へ 行幸東海鎮守府ニ於テ 御休息ノ上該艦 御覽畢リテ午後二時十五分、還幸アラセラレタリ

但シ供奉ハ 有栖川左大臣宮、伊藤參議、杉宮内大輔、香川宮内少輔、宮内大書記官堤正誼、内閣權少書記官岡守節、宮内權少書記官田邊新七郎其他侍醫侍從等ナリ

(明治十六年十二月二十五日官報第一四九號)

行幸御日程

午前八時 假皇居御發輦
 午前八時三十分 新橋停車場御發車
 午前九時十五分 横濱停車場御着車
東海鎮守府ニテ御小休港内碇泊ノ筑紫艦ニ臨御
 午後二時十五分 横濱停車場御發車
午後(時刻不詳)
 午後三時二十分 新橋停車場御着車
 假皇居還幸

供奉員

左大臣 熾仁親王
 參議 伊藤博文
 宮内大輔 杉孫七郎
 宮内少輔 香川敬三

行幸御模様

その一

宮内省御用掛	同	同	侍	同	侍	一等侍	内閣權少書記官	同	宮内大書記官
岡田善長	荻昌吉	片岡利和	堀河康隆	山口正定	米田虎雄	岩佐純	岡守節	兒玉愛二郎	堤正誼

聖上陛下は昨日午前八時赤坂假皇居御出門にて新橋停車場より同八時三十分特發の御召列車にて、横濱

へ行幸あらせらる、御陪乗は杉宮内大輔、供奉は、有栖川、伏見、北白川、小松の四宮殿下、三條大政大臣、伊藤、川村、松方、大山、大木、山縣、山田の七參議、黒田内閣顧問、樺山海軍大輔、鍋島式部頭、山口、米田 兩侍從長、岩佐一等侍醫、堤、兒玉の兩宮内大書記官、堀川、片岡、荻の三侍從、佐野元老院議長、福岡參事院議長其他陸海軍將校、警視官等にて同九時二十分、横濱停車場へ 着御同所より御料の御馬車に召替へさせられ、神奈川県警部四名御先導を申し、御道筋は本縣巡查警護し奉り、東海鎮守府へ入御あらせらる、此時同府に掲げありし日章の國旗を菊花御紋章の御旗と引き替へられしを合圖に、海軍樂隊奏樂し、筑紫艦長松村大佐等御先導申し上げて、便殿へ入御あらせられ、暫時御休憩の後、同十時四十五分同所より、御座船桐號に召させらるべき筈のところ生憎南風強く波高きを以て、俄かに共同運輸會社の飛龍丸を雇ひ入れられ、同船に乗御あらせられ鎮守府の四馬力船にて曳きまゐらす、此時神奈川砲臺及び碇泊の内外軍艦に於て二十一發づゝの皇禮砲を發す、御陪乗は、川村、杉、岩佐、山口の四氏にて供奉の方々並に中牟田中將、眞木少將其他海軍將校等は、數艘の艇に分乘して御座船の左右を警護し奉り碇泊の各軍艦は滿艦飾を爲し、登桁禮を行ふて敬禮を表す、同十一時二十分、筑紫艦へ着御あらせらる此時海軍樂隊奏樂を奏す、御移乗の後御晝餐を召させられ、艦内を 天覽あらせられ右畢つて同じく飛龍丸に乗御東海鎮守府へ選御あらせられたり、御警護、表禮等凡て奉迎の時の如くにし、暫時御休憩の後横濱停車場より、午後二時三十分の特發御召列車にて、天機麗はしく還幸あらせられぬ。

その二

聖上陛下には昨二十四日午前八時の御出門にて横濱へ 行幸筑紫艦を 天覽あらせられたり、此の日は、杉宮内大輔御陪乗をなし奉り、有栖川、小松、伏見、北白川の四宮殿下、山縣、伊藤、山田、大木、川村の諸參議、樺山海軍大輔、鍋島式部頭をはじめ、陸軍將校數名供奉せられ、新橋より八時三十分發別仕立の汽車に召させ給ひ、九時二十分に東海鎮守府へ 着御あり暫く御休息の上同府より端艇桐號に召させ給ふ、同號には川村海軍卿、香川宮内少輔、米田侍從長、岩佐一等侍醫の方々御陪乗をなし、櫻號には親王方召させらる、ボージ號及び他の一艦には參議卿輔の諸公、その他陸海軍將校並に供奉の方々三十餘名が乗組まれ、各船を小蒸汽に曳かせて 筑紫艦へ進ませられ、十時四十分同艦へ 着御あらせ給ふ、此時港内に碇泊の内外各艦は一齊に二十一發の皇禮砲を發し、且つ將校より水夫に至るまで脱帽の最敬禮を行ふ。

さて艦内の御覽終らせ給ひ正午本艦より元の端艇に召させ給ふ、又この時各艦より二十一發の皇禮砲を放ち諸禮前の如し、同二十分に鎮守府へ 復御あらせ給ひ、御晝餐の後暫らくの御休憩、やがて同府を御發輦ありて臨時發の汽車に召させ給ひ、午後二時三十分還御あらせ給へり。



天覽馬競當日練馬・先導より二人西村千秋氏乘馬

昭憲皇太后御製

秋の日のてるにつけても思ふかな大御車のうちはいかにと

聖蹟調査餘録

西村家訪問記

神奈川縣教育會主事

櫻井

諭

明治三十二年五月九日競馬天覽の爲め根岸に、行幸あらせられし御
砌、恩賜賞拜受の光榮に浴した人に西村千秋氏のあることは調査の結
果明瞭となつて居る。即ち當時の記録にも

これより先、御下賜の賞品は馬見所正面の芝生に安置せられしが、
勝利は千葉縣の人西村千秋氏の持馬「吾妻」(騎主キングトーン)に歸
するに及び、田中宮内大臣は、御下賜品の安置しある机の前に進み、
西村氏及騎手キングトーンの兩氏を招き、陛下が最と御満足に思召
されし旨の有難き、御誕を傳達し、御下賜の銀製花瓶を授與せら
れたり、御下賜の花瓶は徑凡一尺龍浮彫七寶入、東龍齋彫刻のもの
でまことに精巧美を盡したものである。

とあつて當時その御下賜品をスケッチした寫眞があつたので、行幸の
趾第七輯の口繪にも又其表紙にも掲げて置いたが、其實物を探し當て
拜觀したいとの願は常に念頭から去らなかつた。

先年私は房總地方旅行の際、房州小湊誕生寺に詣で、圖らずも同寺
の貴賓殿にて、高島嘉右衛門翁の奉納された、明治天皇の御尊影を拜

したことがあるがこれは前にも記した通りである、競馬天覽の際の恩賜賞拜受者も千葉縣の人であると聞いては一日も早く探し求めて、其實物を拜観したいと思つて居たが、偶々昨年の秋東京で關東聯合教育會常任委員會が開かれた際、千葉縣教育會主事中山良助氏に遭つて其の次第を話し、西村氏の居住地を探すことを依頼して置いた。ところが本年二月十一日糧原神宮で紀元二千六百年紀元節祭が執行された、私も縣代表の一人として此盛儀に參列の光榮を得たのだが、恰もよし中川氏も參列して居られた、其の席で「西村氏の住居がどうやら見當がついた」との御話を同氏から承つた時には、場所柄が場所柄だけに聖蹟誌の編輯事業が、神慮に叶つて居るからだといふ感を一層深くして上なく嬉しかつた。次で三月六日付にて中川氏より次の書翰を寄せられた。

拜啓益々御清榮慶賀此事に奉存候、偕て日外御話有之候、根岸競馬にての恩賜賞拜受者西村千秋氏居宅明瞭と相成候、縣下印幡郡八街町當主は西村繁氏にて本日面談いたし候處先代千秋氏は三度も 恩賜賞を拜受せられ候由に有之候、當主西村氏は目下本會評議員に候間仰せに依り如何様にも御便宜御取計ひ可申取急ぎ御通知まで如斯に御座候 敬具

愈々中川氏の御配慮に依つて、恩賜賞拜受者西村千秋氏遺族の方の所在地が明瞭となつた、寔に喜びに堪へない、早速中川氏には次の書翰を送つて謝意を表すると共に今後の事をも依頼した。

拜復時下不順の折柄愈々御健勝の段奉慶賀候 陳者先般調査方御依頼申上置候根岸競馬 天覽の節 恩賜賞を拜受せられし西村千秋氏に關して公務御多端の折柄調査を進められ候段御厚志忝なく奉謝上候、去る二月中關東聯合教育會常任委員會に代理者出席のところ其節貴臺より西村氏に關する調査進捗の由申聞けられ尙又先般畝傍出張の際にも大要承り居り候事とて、吉報待ち居り候矢先本日の御知らせ感謝のいたりに不堪候

行幸の御事蹟については他日神奈川縣行幸誌編纂の節詳細登載する筈に有之候に付ては誠に恐縮に候へ共西村氏拜領の

恩賜賞を寫眞キヤビネ形に收め可成西村氏の御感想文をも添付御送り下され候はゞ幸甚のいたりに存じ候尙別價にて「行幸の趾第七輯」一部御送付申上候につき西村氏に寄贈方御高配煩し度何れ不日西村氏宅を一度御訪問申上げ拜觀いたし度念願に有之候へども取敢えず右御願まで如斯に御座候 敬具

其後二三回中川氏と書面にて打合せの結果、四月二十日八街町に西村氏を訪問することに決定した、ところが四月十三日付で中川氏より再び次の書翰を寄せられた。

拜啓益々御清適の段慶賀此事に奉存候、さて只今西村氏奥様御來訪二十日は御主人不在なる旨御話有之候に付可成御主人御在宅の日をと相談の結果四月三十日(火)を豫定仕り候へども御都合如何に候哉折返し御返事被下度御待ち申居り候、尙當主御母堂御健在にて其當時の情況も知悉し居られ候由にて、當日は特に御在宅下さる筈に相成居り候、先は取急ぎ御照會まで如斯に御座候 敬具

四月三十日赤木・桑名兩氏と共に午前七時四十四分藤澤發の汽車に乗じ八街町に向ふ、横濱驛にて、中山氏も同乗される、兩國驛から銚子行の列車に乗つたのは午前八時五十八分、千葉までは殆んど停車もせず、ひた走りに走る沿道一望十里の麥畑、其間々に菜菔の黄に白に點綴して見えるも美しい、九時三十三分千葉驛に着し、中川氏は一行を案内の爲めとあつて同乗された。其の厚意を謝しつゝ車中にて千葉縣下に於ける聖蹟や沿線の名勝舊蹟、教育狀況さては時局の談にと華が咲き、時の移るを知らず汽車は何時しか八街驛に着いた、時に十時三十七分。下車すれば西村氏は既に吾等一行を驛頭に迎へて居られた、中川氏の紹介にて互に挨拶を交はす、乗馬ズボン姿の至つて地味な扮装に謹直な其態度には自ら頭の下るを覺えた、一行は同氏の厚意により八街農林學園を視察すべく自動車に乗つた、發車間際に出征兵士見送の行列が樂隊を先頭に勇ましく行進して來た、案内の爲め運轉臺に居らるゝ西村氏の姿を見るや何れも慇懃に一禮して通り過ぎ

このあたり既に西村氏の徳化の只ものでない事が感づかれる。走ること七八分にして廣大な松林中に清楚な校舎の隠現するのが見える、これが即ち氏の經營して居らるゝ學園である。三町歩に餘る實習地も廣大な松林も悉く西村氏の所有地である、苗圃・製茶室・養蠶室・豚舎・牛馬舎・堆肥舎・農具室・炭燒窯等凡て完備して居るが、何れも他の公立學校あたりで見ると建物に立派さだけを誇るものとは全然違ふ、氏獨得の經營法に依り極めて廉價にして而かも實用的であつて生徒の誰もが其儘直ちに家庭に應用し得らるゝ様工夫してあるところに深き考慮が拂はれて居る。従つて校舎以外の建物は殆んどバラック式で防腐劑が施してあるだけペンキの香など一切しない質實堅牢そのものである、現在三學級で生徒數約百八十名、尋常科卒業を入學資格とし修業年限は三ヶ年である、ここで西村氏に案内を受けながら次の様な話を聞く。生徒は各學年共組合をつくらせ實習上一切の立案をなさしめ教師は只監督だけはするが、凡てを彼等に委せて置く、試験試作地は別として、其他のものは一般の農家經營と同じく肥料の購入から收穫物の賣却に至るまで悉く組合を中心として實施させて居る、當地方の農家としては段當りの收益が平均して精農の部に屬するもので八十圓内外、普通農は七十圓見當、惰農は四十圓位であらう、本校生徒組合の收益は大概七八十圓であるから精農の部である、十五六歳の少年にして尙且つ合理的にさへ經營すれば相當の成績を挙げ得られるものであるといふ確信を持つて居る。

生徒の娛樂として少年音楽隊がある、學校創設當時から何か良き娛樂もがなと考慮したが、當時中央に於て喇叭鼓隊の編制を奨勵された事があつたので、初めはそれを採り入れたが其後樂器も追々整備し今では縣下の名物の如くなつて縣廳で何かの催物ある時は特に重寶がられて居る様な次第である。思へば教育の何物かをも知らぬ私が十八年前にこの學園を創設したが其當時縣視學であつた中川先生には偉い御世話になりました。

校舎内の準備室には立派な樂器が並んで居た。ここを辭して再び自動車にて西村氏の本邸に向ふ、西村邸は八街驛から五分間の行程、邸内には樺の大木齋蒼として茂

り見るからに素封家を思はせる、自動車は玄関前にピタリと止まる。導かる、儘に幽邃な庭園内を幾曲りかして宏莊な奥座敷の二階に通された、初夏の光は庭の深緑に燦々として映じて美しく池の菖蒲もまさに開かうとして居る。

御母堂令夫人の眞心籠もる山海の珍味は大卓子の上に並んで居るが、何を置いてもまづ私等の眼を強く射たものは床間の上に鄭重に安置してある御下賜の銀製花瓶である。龍の浮彫・東龍齋の銘等行幸の趾第七輯の口繪に掲げたものと寸分の違ひもない、西村氏の許を得て親しくこれを手にして拜觀した、聞きしに違はぬ精巧美を極めたもので一行讚嘆措く能はず暫し言葉もない程であつた。次で他の二品の御下賜品をも拜觀した、其の一は七寶燒の花瓶で高さ三尺一寸もあるもの、菊花・百合花・牡丹花等丹青の色も鮮かに、ともすれば馥郁たる香氣を放つかと思はせる。今一つは青銅製花瓶で片腕では持ち上げ兼ねる程の重さある頗る分厚なもの、松に鶴、梅に鶯の浮出模様これも又精巧を極めたものである、七寶燒の花瓶は明治二十九年春季競馬の際拜受されたもので青銅製の花瓶は明治二十八年秋季競馬の折拜領されたものである。従つてこの兩度の競馬には 御臨幸あらせられなかつた様である、記念の爲西村氏の許を得桑名氏によつて撮影したのが即ちこれである。



口徑 七 寸
高サ 一尺五寸
御賜白銀花瓶
明治三十二年五月横濱競馬俱樂部
於春季會
爲吾妻號
周圍 三尺五寸



口徑 九寸五分
高サ 三尺一寸
周圍 三尺七寸五分

(箱書)

御賜七寶花瓶

明治二十九年四月横濱競馬俱樂部

於春季會

爲早風號



口徑 五寸八分
高サ 一尺七寸五分
周圍 二尺五寸

(箱書)

御賜青銅花瓶

明治二十八年十月

横濱競馬俱樂部秋季會

爲早風號

三度までも御下賜品拜受の光榮に浴した西村家は果して、どんな家柄であつたのであらうか、今左に當主西村氏並母堂
(先代千秋氏未亡人)の語らるゝところによると。

八街町は現在二萬に近き人口を有する町であるが、西村家初代の郡司翁此の地に移住し開拓されてから始めて出來たものである、翁は埼玉縣七郷村の出身、幕末志を抱いて單身横濱に出で貿易商として名を成し、當時から伊藤公・大隈侯等と親交あり、後千葉縣に移り開拓事業に一身を捧げ遂に八街町を開く、時に翁は五十七歳の時なりといふ、明治二年翁此の地に移り開拓に従事せんとするに先ち、大宮氷川神社の分靈を勸請して八街神社を創建して住民に敬神の道を教え學校を興して(現在の實住小學校前身)其の蒙を啓き、寺院を建立して崇祖の念を涵養し、總武鐵道株式會社を創立して交通の利便を計る等郷土開發の爲盡されたる其功績實に偉大なるものがある、宜なる哉佛間に掲げある翁の肖像畫其の胸間に輝く、藍綬褒賞並に黄綬褒賞は其の偉業を物語るものである。

嘗て伊藤公が西村家を訪れられし際、其の昔を偲びて「豈無懷古之感」「爲西郵兄書此六字以贈博文」の文字を認めて遺されたが今其の額が欄間に掲げてあるのも床しさを覺える。
先代の千秋氏は郡司翁の遺業を繼承の傍ら馬を愛する事あつく、當時名馬を飼養し遠近に其の名を謳はれたのである、當地方は其の昔徳川の放牧場(屯馬)であつたので千秋氏の愛馬早風・吾妻等も三里塚系統のものであつたらうとの事明治四十四年の頃、閑院宮殿下が當家に御宿泊あらせられし際、御居間の違棚に飾つてあつた馬の彫刻を御覽せられ、この馬は嘗て當家の名馬であつた早風號のそれであると仰せられし由御附武官から話されたとの事である。

明治三十九年二月千秋氏は三十八歳にして他界されたので當主繁氏が若くして家督を繼がれたのである、左に西村氏の談話の大要を紹介すると「父千秋は非常に馬を愛して居たが、其の子でありながら私は大の馬嫌である、幼少の頃母と

一緒に乳母に抱かれて根岸の競馬を觀に行つた事をかすかに覚えて居る、馬見所の下で外國人が樂隊を奏して居たことを知つて居る、稍々長じて子供の頃克く父が乗つて馬に同乗を勧めたが馬嫌の私は何時も馬には乗らず後から駈けて行くと稱して其の後から着いて行つたものだ。それにしても父の愛馬早風號を所望する人があつて遂に其の人の手に渡り曳かれて行く後姿を見た時は止度もなく涙を出て致し方がなかつた。

長じて佐倉中學に學び山内佐太郎校長の至誠勤勞の教育精神に依る薰陶を受けたが、これが抑々私が今の學園を經營する萌芽となつたかも知れぬ、中學校を卒業してからは祖父が大隈侯と親交あつた關係から早稻田大學に學ぶ事になつた在學中時折侯が「郡司の孫か」と云ふては頭を撫でられて恐縮したものだ、二十八歳の折歐米留學を志し突然母に申出で漸く其許諾を得て渡米した、而し留學とは名ばかりで實は米國の各學校を視察したかつたのである。學校長の紹介狀を手にして各學校を視察したが普通の視察者と事變り朝會からの視察であつたので先方の校長連驚きもし又喜びもした、こんな譯で先方の校長とも心安くなつた、或學校で生徒に講演を依頼されたので、壇上から開口一番「日米戦争は愈々始まる」とやつたので生徒の眼は異様に輝き痛く緊張してしまつた、そこで「それは而しスポーツの戦争である」と肩外を與へたもので満堂拍手してこれを迎へ非常になごやかな気分になつて話した事などあるが今も可笑しい思出の一つである、其後歐洲に渡り各國の學校を參觀し最後に丁抹に行つたが、此處の視察中大に感ずる所あり、一日も早く歸國の上私立學校經營せんと思念湧然として起り直ちに歸朝し何等の準備もせず建てた學校が今の學園である。

談は愈々教育の實際問題にまで進展して何時果つべしとも知らぬ程であつたが尙豫定もあることとして三時十分庭園にて記念の撮影をなし、再び自動車に乗り西村氏の案内にて八街神社に詣で其裏手に當る嘗て千秋氏の豪華を偲ぶ私有競馬場跡をも一周した、西村家ではこの競馬場内部の耕作地は八街神社に奉獻し、馬場は町内青年の教練場に開放されて居るとの

事である、尙西村氏の厚意に依り植林事業で全國に範たる源村に行く、歸途西村邸の前にて氏と別れ八街驛に着けば時計は三時四十五分を指して居る、西村氏夫人も驛に居られた、聞けば東京の知人に婚儀があるので三時四十七分發の汽車で上京される豫定であつたとの事である。發車間際にモーニング姿の西村氏は驛に駈けつけられたが、發車時刻の迫るまでも吾等の爲に彼此と視察の便宜を與へられた其厚意には何れも深く感激した。佐倉まで同車して此處で中川氏にも西村夫妻の方にも別れを告げ汽車と乗り替へ、香取驛に下車、香取神宮に詣で、皇軍の武運長久を祈る、日も漸く西に沈み岬に急ぐ鳥の群の友呼ぶ聲の神域に徂するも神々しい。

惟へば其昔至尊の御泊輩御小休等の光榮に浴せし程の榮譽ある家柄も七十年後の今日尙ほ完全依存して居るもの、甚だ少ない、この事は縣下に於ける聖蹟調査に依つて見るも明かな事實である、榮枯盛衰は人生の常であるとは云へ依て來る其の原因は果して何處にあるであらうか。探求するまでもなく天變地異に依り家財を失ふに至りしもの其の一、祝融の災に遭ひて財寶を灰燼に歸せしめしもの其二である、されど是等は何れやがては復興するの機會はあるべきも、茲に最も哀愁を覺ゆるは堅實なる後繼者を得ること能はずして爲めに家財は蕩盡されあたら名家も一朝にして狐狸の住栖と變ぜしもの少なからざるの事である。

今茲西村家を訪れて御下賜の品々を拜し感慨深きものがある、惟ふに西村氏が中央に多數の政治家としての知人を有しながらも所謂自ら政治屋の群に投ずることなく先々考の遺風を繼ぎ郷土開發の爲め多くの私財を投じて後進子弟の教育の爲自ら陣頭に起ちて精進して居られるのである。西村家の堅實なる發展故なきにあらずである、恰も神奈川縣下に於ける厚木中學校長永野氏を髣髴たらしむるものがある、西村氏は又「私は生來大の馬嫌で」と稱して居られるが、若しも氏が嚴父の趣味に投じて古の競馬精神全く失せたる現在の如き競馬界に指を染められたとしたら果して如何であつたであらう

か、彼を思ひ此を想ひて深き感慨にしたりつゝ恩賜の品々を拜観したのであるが、希くは西村家の繁榮と共に永く當家の至寶として秘藏せられんことを祈念して已まざる次第である。

御 願

本誌は將來「明治天皇神奈川縣行幸誌」編纂の資料となすべきものでありますから、尙ほ本誌に記載洩れとか或は事實の誤記等御領付のところもありましたら御注意下さる様御願いたします。

神奈川縣教育會聖蹟調査部

横國藝 第8435號
横濱分校 昭和4.18

昭和十五年八月廿五日印刷
昭和十五年八月廿五日發行

神奈川縣高座郡藤澤町大橋二九二
神奈川縣教育會代表者

編輯兼 發行人 櫻 井 諭

印刷人 鈴木 清 五

印刷所 横濱活版舍

發行所 神奈川縣教育會

横濱市中區日本大通郵便務課内

昭和八年七月二十七日第三種郵便物認可
昭和十五年八月廿五日發行(毎月廿五日發行)

第一一九號